【論 文】

銀行と営業税

神奈川大学 名誉教授 池上 和夫

目次

はじめに

第1章 営業税における銀行業の地位

第2章 営業税と銀行課税

第3章 銀行への営業税付加税

おわりに

はじめに

本稿は、日清戦争後の1896 (明治29) 年の国 税営業税の導入前後から日露戦後、第一次大戦 前の時期における銀行に関わる営業税問題を考 察する。特に日露戦後の時期は資本主義の成立 による産業の成長、都市化の発展、人口増加を 伴った都市への労働力の移動などがみられる一 方、都市と農村の社会問題が頻発した時期でも ある。また、財政的に見れば、特に「桂園時代」 期に紆余曲折があったにしろ基本的には積極財 政から緊縮財政への転換が図れた時期でもあ る。国家財政は窮迫し、また同時に地方財政も 国政委任事務の増加や戦争中一時中止され地方 の事業が膨張する一方、「地方税制限ニ関スル 法律」(1908年3月)により税率の変更権を全 面的に政府の許認可の下におかれ、その後長き にわたって地方の中心的財源である国税付加税 賦課に厳しい制限がさらに加えられるなど、よ り厳しい状況下にあった。

ところで、営業税に関する従来の研究は、ど ちらかと言えば、関係業者数も非常に多く、官 民両方から問題点が多く指摘されてきた「物品 販売業」を主に取り上げた研究であった。すな わち、「外標」(外形標準)課税が担税能力を必 ずしも表現していない問題が生じ、それゆえ負 担感を最も強く感じていた物品販売業者を中心とする廃税運動の研究である¹。物品販売業の課税標準は売上金額、建物賃貸価格、従業者であるが、そのうち特に売上高の捕捉が難しかった。またこれらと関連して調査困難にともなう官からの脱税の摘発や調査をめぐる官民の争いなどが多発していたことが紹介されている²。

本稿は、主に営業税廃税運動を中心におき、 運動そのものを課題として取り上げたもの、そ の運動の担い手の経済主体、利益団体の動きを 通して政治経済過程を分析したものとは異な り、銀行業への営業税課税問題を取り上げ、そ の問題点やその持つ意味と広がりについて検討 したものである。

第1章 営業税における銀行業の地位

最初に、営業税における銀行業の地位、特徴 を明らかにしておきたい。

(表1)は、主要業種別の税額、人員の割合、 増加率をみたものである。物品販売業、銀行業、 金銭貸付業、製造業の4業種で全24~25業種中 の税額全体の8割以上を占めているが、とりわ け物品販売業が税額では4割以上、1898年では 5割近くに達している。当業の課税標準は、業 種の中では唯一、売上金額(卸売・小売)を用 いており、他に建物賃貸価格、従業者数が課税 標準に含まれているが、中でも売上金額の比重 が多く、捕捉が難しかった自己申告制による売 上金額について数々の問題が生じていた。その 負担感を最も強く感じていた物品販売業者が廃 税運動の中心を担っていた。

税額で次に多いのは製造業で、2割前後であ

(表1) 業種別、税額および営業人員の割合、増加率

(単位) 人、円

業種		1898 (M31)	年 A(%)	1905 (M38) 年	E B(%)	1912 (T 1)	手 C(%)	B/A	C/B	C/A
物品販売業	税額	2,658,866	48.5%	8,089,605	41.8%	10,856,852	41.2%	3.04	1.34	4.08
初而败光未	営業人員	275,413	59.2%	312,091	62.4%	400,342	65.8%	1.13	1.28	1.45
銀行業	税額	434,221	7.9%	2,474,270	12.8%	3,702,503	14.0%	5.70	1.50	8.53
郵11未	営業人員	833	0.2%	2,246	0.4%	2,196	0.4%	2.70	0.98	2.64
金銭貸付業	税額	257,702	4.7%	1,361,892	7.0%	2,265,278	8.6%	5.28	1.66	8.79
並或貝刊禾	営業人員	22,449	4.8%	41,536	8.3%	46,843	7.7%	1.85	1.13	2.09
製造業	税額	1,102,202	20.1%	3,613,161	18.7%	5,273,725	20.0%	3.28	1.46	4.78
	営業人員	77,764	16.7%	81,586	16.3%	84,605	13.9%	1.05	1.04	1.09
その他	税額	1,027,025	18.7%	3,821,062	19.7%	4,280,229	16.2%	3.72	1.12	4.17
その他	営業人員	88,940	19.1%	62,518	12.5%	74,699	12.3%	0.70	1.19	0.84
合計	税額	5,480,016	100%	19,359,990	100%	26,378,387	100%	3.53	1.36	4.81
日刊	営業人員	465,399	100%	499,977	100%	608,685	100%	1.07	1.22	1.31

(注1) 営業人員には他の業種を主として兼営している者は含まれていない。

(注2)業種数は、当初1896年は24、1902年に鉄道業が追加されて25、1910年に2業種廃止され出版業、信託業が追加されて25。

各年次『主税局統計年報書』より作成

り、それに次ぐのが銀行業で8%から14%程度である。但し、銀行業は営業人数では、物品販売業に比べて圧倒的に少なく1898,1905,1912年の3年度平均でみると物品販売業の0.5%であり、同じく製造業の2%、金銭貸付業の5%ほどを占めていたにすぎない。

この間の税額の伸びをみると1898年に比べて1912年の増加割合は営業税全体で4.8倍であるが、銀行業は8.5倍であり物品販売業、製造業に比べても大きく上回っている。但し金銭貸付業の伸び(8.8倍)には及ばないが、金額そのものの比較を加味すれば銀行業の伸びの持つ意味は大きい。

尚、業種によっては課税標準が一定額以下の 業種は国税営業税の対象にならなかった。1896 年3月公布された営業税法では、物品販売業は 1年の売上金額が1,000円未満(1914年、2,000 円未満)、製造業は資本金500円未満(1914年、 1,000円未満)または職工労役者2名以上使用 しない者(1914年、3名以上)、金銭貸付業は 資本金額500円未満(1914年、1,000円未満)な どである。課税最低限度以下の営業は地方税(府 県税)の対象として残され、それを課税対象と するかどうかは府県の裁量に任せた。また、府 県には本税(国税営業税)の10分の2以内の付 加税賦課を認めた(営業税法36条)。その中で 銀行業には課税最低限度の設定がなく、すべて 国税営業税の納税義務者となった。

(表2)は、1898年度の主要4業種の課税標準(「外標」)の種類、税率及び税額を表したものである。課税標準は収益を反映する営業規模を表す上で最も相応しいものとして選ばれたもので、全24業種8種類あり、表2の主要4業種では請負金額、報償金額を除く6種類が課税標準となっている。物品販売業では売上高に掛かる税額が当然高くなるが、税率は卸売、0.05%、小売、0.15%で物品販売業の税額の5割弱が売上高に掛かる税額である³。建物賃貸価格の税率4%は4業種に共通した税率であるが、その税額は業種によって比重が異なるのは当然であり、製造業では3分の1以上は建物賃貸価格に関わる税額である。

銀行業では、圧倒的に資本金額に関わる税額が多く、銀行業全体の90%以上に達する。

(表3)から、その資本金額が多い上位3業種(全体の8割から9割)の業種別課税標準としての資本金額をみると、銀行業の資本金額は製造業に次ぐ位置にあり1905年はそれを上回っていた。増加割合そのものは金銭貸付業に次ぐ位置にあるが、金額では金銭貸付業は3時期平

(表2) 1898 (M31) 年度営業税課税標準額・税率・税額

(単位) 円、人

業種	課税標準	金額、人数	税率	税額	合計税額
	売上金額 卸売	1,072,040,300	万分の5	536,020	
脚口服主要	小売	493,368,599	万分の15	740,053	0.690.990 (0.650.966)
物品販売業	建物賃貸価格	19,455,222	千分の40	778,209	2,622,820 (2,658,866)
	従業者	568,538	1人につき1円	568,538	
	資本金額	200,330,166	千分の 2	400,660	
銀行業	建物賃貸価格	446,807	千分の40	17,872	431,854 (434,221)
	従業者	13,322	1人につき1円	13,322	
	資本金額	73,883,901	千分の 2	147,768	
金銭貸付業	建物賃貸価格	1,869,245	千分の40	74,770	253,048 (257,702)
	従業者	30,510	1人につき1円	30,510	
	資本金額	279,788,881	千分の1.5	419,683	
製造業	建物賃貸価格	9,178,588	千分の40	367,144	1,083,154 (1,102,202)
	従業者 従業者	114,766	1人につき1円	114,766	
	職工労役者	605,203	1人につき30銭	181,561	
	売上金額 卸売	1,072,040,300	万分の 5		
	小売	493,368,599	万分の15		
	資本金額	704,871,102	千分の1.5~千分の2.5		
公斗 (94 要稱)	請負金額	36,698,586	千分の 2		(F 490 016)
総計(24業種)	報償金額	11,649,420	100円につき1円		(5,480,016)
	建物賃貸価格	34,491,990	千分の20~千分の60		
	従業者 従業者	1,002,145	1人につき1円		
	職工労務者	617,160	1人につき30銭		

⁽注1)税額、合計税額は営業税法12条の税率を用いた金額。

『主税局第25回年報書』より作成

(表3) 業種別課税標準としての資本金額の割合および増加割合

(単位) 円

要種豆八	1898 (M3	1)年	1905 (M38) 年		1912(T 1)年		B/A	C/P	C/A
業種区分	資本金額 (A)	割合	資本金額 (B)	割合	資本金額 (C)	割合	B/A	C/B	C/A
銀行業	200,300,166	28.4%	449,673,795	35.9%	680,798,190	36.1%	2.24	1.51	3.40
金銭貸付業	73,883,901	10.5%	185,081,726	14.8%	277,537,036	14.7%	2.51	1.50	3.76
製造業	279,788,881	39.7%	395,489,401	31.6%	738,508,661	39.1%	1.41	1.87	2.64
その他	150,898,154	21.4%	220,937,897	17.7%	190,912,377	10.1%	1.46	0.86	1.27
合計	704,871,102	100%	1,251,182,819	100%	1,887,756,264	100%	1.78	1.51	2.68

⁽注) 1905年の資本金額には収入、請負、報奨金額を含む。

『主税局統計年報』より作成

均して銀行業の4割程度であるから、銀行業に おける課税標準としての資本金額の持つ意味は とりわけ大きかった。

まとめると、銀行業に対する営業税課税には、 以下の4点にみられるような特徴があった。

① 営業税課税そのものをめぐる問題点が比較的少ないことである。

すなわち銀行の課税標準が資本金、建物 賃貸価格、従業員数、など比較的簡明で あること。もっとも、建物賃貸価格はそ の適正な価格そのものを評価することが 容易ではないが⁴、この課税標準は主な 業種にすべて含まれていて銀行業に限っ たことではない。銀行業の課税標準であ

⁽注2) 括弧内の金額は『主税局第25回年報書』記載の金額。

る資本金は、短期的な変動も少なく、税収や該当業者数が最大の「物品販売業」の自己申告による売上金額や他業種の請負金額、報償金額などに比較して把握しやすいこと⁵。

- ② 他業種などに比べて、資本金の規模も大きく、一方、業者数は少なく、課税最低限の設定もなく調査上も比較的簡明であること。
- ③ 税収に伸張性が見られること。
- ④ 課税標準金額に占める資本金額の割合が 極めて高いこと。従って資本金の内容が 他業種に比べてより重要な意味をもつこ と。

以上のように、銀行営業税は、国税営業税を 導入した際の政府の意に沿い、徴税当局にとっ ても業者数も少なく、他業種に比して比較的税 源の捕捉が容易であり、これらの点を見る限り、 国税営業税として優れた税種であるとも言え る。しかし、それにもかかわらず、営業税とし ての収益を測定するうえで、どのような課税標 準がふさわしいかという議論、特に資本金に何 を含めるかとの議論はたびたび繰り返された し、さらに銀行に対する営業税付加税課税の問 題も繰り返し生じ、行政訴訟にもなった。

第2章 営業税と銀行課税

1878 (明治11) 年の地方税規則により府県税として設立された営業税は、1896年の営業税法の制定により一部が国税に編入され新たに国税営業税が誕生した。それに至るまで、1875年9月、従来の租税や賦金を国税および府県税に二分し、営業に対する課税は府県税に編入されたが、営業税法の成立と共に菓子税、船税、車税、牛馬売買免許税などのような収入額が少ない一方、手数と弊害が多く、実際は国税として適しないものを国税から地方税に移し、地方の財源とすることが可能となった。

ところでこの営業税は導入当初から様々な問題を抱えていた。1つは外形標準課税にかかわ

る問題であり、もう1つは課税標準としての資本金などに関する問題である。特に課税標準の内容については議論が集中したので詳しく見ていきたい。

第1節 外形標準課税について

営業税を行政サービスから受ける利益への対価、すなわち応益課税を考えると、その課税標準は、所得よりも、受益の程度をよりよく表すものを課税標準とするほうが好ましいと考えられる。そこで、事業の業態に応じ、資本金額、売上金額、家屋の床面積もしくは価格、土地の地積もしくは価格、従業員数等を課税標準とし、それを業種により適宜に組み合わせて課税するのが外形標準課税である。

では営業税法は課税標準に利益金や収益高 (後に鉄道業の収入金額が加わる)ではなく主 に外形標準を用いたのか。このことはすでに府 県税営業税として存在していた主要な税種を国 税に移行した経緯から考えなければならない。 先にみたように、もともとは府県税営業税とし て存在していた中から優良な税種を選んで国税 としたのであるが、それらが多くの場合府県税 として外形標準課税を選択していたことに理由 がある⁶

例えば、私立銀行に対する課税は、1895年ご ろ作成されたと推定される松尾家文書『地方営 業税雑種税賦課標準類別調』の「地方税府県税 賦課方法概要」に記載されている14府県の中で、 神奈川、富山、青森などの例がみられる。そこ の見られる課税標準等は、資本金高による年税 (富山、青森)、益金高を1等から25等に分けて の年税(神奈川)などの方式をとっていた。そ の他の府県においても、「商業」の「会社」の 中に(私立)銀行への課税が含まれていると考 えられる。例えば長野県は「会社及銀行類似ノ 業ハ資本金高ニ年税ヲ定ム」、熊本県は「会社 ハ資本金高ニ年税ヲ課ス」など、会社課税には、 資本金高を課税標準にしている⁷。

営業税法案特別委員会で説明にあたった政府

委員(目加田種太郎)も述べている。「従来行ハレテ居ル地方税ノ中ノ夫々ニ付テ最モ広ク行ハルベキモノ又其中ニシテ最モ徴税上ニ便益ナルモノト云フ様ナモノヲ取ッタノガアリマス」⁸。地方税(府県税)の営業税雑種税賦課方法は各府県によって異なっているので、執行上の便宜を伴いつついわばその共通点を求めたものであった。外形ではなくすでに府県等において一部実施されていた課税標準を収益金などに求める方式は正確な収益を求めることが困難であり、何よりも従来からの著しい変化を伴うことになる。府県税から少しでも軋轢を減少しつつ国税に移行するには従来方式を踏襲することが好ましかった。

外形標準課税方式については、営業税法制定時、利益を計上できず配当も行えないものが課税されるのは「甚ダ酷」との疑念が表明されているが、これに対しての回答は、「随分極端ノ場合ト考へマス」と言い、「サウ云フ場合ニ於キマスルト銀行トカ其他ノ業ハ資本金ヲ減ズルグラウト思ヒマス、資本金ヲ減ズレバ必ズ第二十九条デ免除ヲ致シマスルカラ御尋ノ如キ場合ハ萬起ラヌ筈デゴザイマス」と断定している。。営業税法29条は、資本金額など各種の課税標準額が半額以上減少した時には申し出により税額を軽減し、徴収納期を猶予する趣旨のものであった(30条)。外形標準課税の持つ問題点が当初より指摘されていた。

第2節 課税標準の問題

次に、外形標準を何に求めたら適当かという問題。営業税を収益税とみると、どのような外形標準が相応しいか。24業種それぞれの業種に相応しい組み合わせが必要となる。営業税法では第12条でそれぞれの課税標準と税率が列挙され、24業種を課税標準と税率の組み合わせによって9種類に分類しているが、銀行業は、当初、保険業、金銭貸付業、物品貸付業とともに、資本金額1,000分の2、建物賃貸価格1,000分の40、従業者1人ごとに1円の合計が営業税額で

ある。

この中で「営業税法施行規則」(1896年7月 勅令269号)による銀行の課税標準のうち、後 に議論の対象になる資本金の内容に触れてお く。これは営業税法第16条末項「資本金額ノ算 定方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」により制定され たものである¹⁰。

- 第5条 株式会社ニ於テ課税標準トナスへキ資本金額ハ、前年中ノ各月末ニ於ケル払込株式金額及名義ノ何タルヲ問ハス各種ノ積立金額、其ノ他積立金ノ性質ヲ有スル資産金額トシ、月割平均ヲ以テ之ヲ算定ス
- 第6条 合資会社ニ於テ課税標準トナスへキ資本金額ハ、前年中ノ各月末ニ於ケル登記済出資金額及名義ノ何タルヲ問ハス各種ノ積立金額、其ノ他積立金ノ性質ヲ有スル資産金額トシ、月割平均ヲ以テ之ヲ算定ス
- 第7条 合名会社ニ於テ課税標準トナスへキ資本金額ハ、前年中ノ各月末ニ於ケル総社員ノ出資額及名義ノ何タルヲ問ハス各種ノ積立金額、其ノ他積立金ノ性質ヲ有スル資産金額トシ、月割平均ヲ以テ之ヲ算定ス

前項総社員ノ出資額中労力ノ出資アルトキハ、其ノ価格ハ会社契約ニ定メタル価額ニ依ル、但シ会社契約ニ其ノ労力ノ価額ヲ定メサルトキハ、各社員損益共分ノ割合ニ従ヒ之ヲ算定スルモノトス

第8条 一個人二於テ課税標準トナスへキ資本 金額ハ、他ヨリ借入レタルト否トヲ問 ハス前年中各月末二於ケル固定資本及 運転資本ノ月割平均ヲ以テ之ヲ算定ス

なお「営業税法施行上取扱方」によれば、資本金額は「前年中各月末二於ケル現在価格合計シ、其月数ヲ以テ之ヲ除シ其平均額ヲ求ム」(第7条)。また、会社の積立金額その他積立金の性質を有する資産金額は「一積立金又ハ準備

金ノ名称ヲ付スルモノ 二 積立金又ハ準備金 ノ固定資本ニ変シタルモノ 三 営業費其他何 等ノ名義ヲ用ユルニ拘ラス、営業上ノ利益ト認 ムヘキ収入ヲ以テ支弁シタル固定資本 四 繰 越金其他ノ名義ヲ以テ益金ノ割賦残額ヲ翌年度 ニ繰入ル、モノ」(第8条)

銀行業の課税標準については、特に日露戦後の税制調査会での営業税に関わる議論で終始中心になっているので主な論点をあらかじめ検討しておきたい。取り上げるのは日露戦後の税制整理を検討した税法審査委員会の審査報告と、税法整理案審査会の審査要録である。これらは、日露戦争後の平和回復後の非常特別税法の廃止を含む、税制整理を検討するものであり、いずれも西園寺内閣時に設置された委員会での報告である¹¹。

1 「税法審査委員会」での論議¹²

税法審査委員会は大蔵省内に設置された機関で、1906年5月に第1回を開催し、同年12月に調査を終了している。当委員会では、営業税については非常特別税法で2.5倍に増税された当税の軽減を目的とし、営業種目、課税標準、税率其の他の検討が行われ、営業税法改正案が作成された。その中で銀行業等について議論があったのは、課税標準の適否、改正するとすればその取捨選択をどうするか、である。銀行業の課税標準は他に建物賃貸価格、従業者数があるが議論が集中したのは資本金額であった。

「会社ノ資本金額ニ社債、借入金、預金ヲ算入スルノ可否」については、銀行業、保険業、製造業など、資本金額を課税標準とする営業の資本金額計算方法は、会社と個人の間に取扱いが異なる。「営業税法施行規則」にあるように、会社営業では、払込株式金額または出資金額及び各種の積立金額、積立金の性質を有する資産金額が資本金額になるが、個人営業では、他より借入れたると否とを問わず固定資本及び運転資本の総額が資本金となる。すなわち、会社においては払込株式金額、出資金額、積立金の合計にとどまり社債、借入金、預金等は資本金額

に含まれない。他方、個人においては実際運用 されるもののみ資本金額に含まれるので借入金 かどうかは問われず全て資本金に包含される。

この会社と個人との企業形態の相違に基づく 営業法上の問題は次の委員会(税法整理案審査 会)でも大きなテーマとなるが、税法審査委員 会では課税の公平を担保する上で社債、借入金、 預金をすべての会社の資本金額中に参入するこ とに決した。

これまで除外された社債、借入金、預金等について「会社ニ於テハ常ニ此等ノ資金ヲ利用スルハ勿論殊ニ個人ヨリ信用厚ク此等ノ資金ヲ吸収利用スルノ便益個人ヨリ大ナルヲ以テ彼此大ニ権衡ヲ失スルノミナラス会社相互ノ間ニ於テモ社債、借入金、預金ノ有無多少ニ依リ不公平ヲ生ス故ニ之ヲ資本金ニ計上シ課税ノ衡平ヲ保持スルヲ要ス」

ただし、銀行預金のすべてを資本金額に加算すべきかどうかについては、委員会は保険業の保険責任準備金除算の例にならい預金払い戻し準備金に相当する金額を除算することを相当と認めて、預金の4分の3を資本金額に加算することに決定した。このことを勘案して、税法審査委員会で作成された「営業税法中改正法律案」では資本金額の税率は、日露戦争時の非常特別税法中改正による税率1,000分の5から1,000分の2に下げられた。

しかし、税法審査委員会の報告書が提出されたのが、第23回帝国議会が招集された直前だったので同議会には提出されず、同じく第1次西園寺内閣時に立ち上がった「税法整理案審査会」では税法審査委員会の整理案を「原案」として審査することになった。

2 「税法整理案審査会」での論議13

結論を先に述べると、大蔵省など高等官11名からなる税法審査委員会の課税標準についての上記結論は、官民25名の学識経験者からなる税法整理案審査会において完全に否認された。すなわち、審査会の一次会においては「原案」は可決されたが、二次会において銀行業の資本金

額計算方法には異論が生じ、「議論百出シ反覆審議ノ末」、銀行業においては社債、借入金、預金を資本金に参入しないことに決定した。その結果、これとの権衡上、銀行以外の会社にも同じ扱いをすべしとの結論に至り、当該箇所の「原案」はすべて否認され、「現行」、すなわち「銀行業ノ課税標準タル資本金額ヨリ預金、社債、借入金ヲ除算シ税率ヲ千分ノ五ト為ス」を維持することになった。銀行以外の会社の資本金額に社債、借入金を算入することも否定されたのである。では、どのような議論があったのか。審査会の議事速記録などから具体的にみておこう¹⁴。

税法審査委員会の「原案」を否認する契機となったものは、銀行業の課税標準である資本金額に社債、借入金、預金を算入することの可否であり、就中、預金の算入の可否であった。

第1回委員会での審査委員長、若槻礼次郎(大蔵次官)の審議冒頭の説明によると、預金算入を可とすることの理由は次のようなものだった。

「御注意ヲ申上ケテ置キマスノハ銀行課税ノ標準テアリマスカ、銀行テハ是迄預金ト云フモノヲ課税ノ標準ニ入レテ無カッタ、所カ預金ヲ課税ノ標準ニ入レナイト云フコトニシタノテ、割合ニ資本金ハ少クシテ預金ヲ沢山持ッテ居ル、之ニ反シテ預金ハ少イカ資本ハ多イト云フモノハ、利益ヲ収ムルコトハ少イカ、資本ノ多イ為ニ営業税ヲ収ムルコトハ少イカ、資本ノ多イ為ニ営業税ヲ沢山納メテ居ル、是ハ不公平テアルト云フ所カラ、銀行課税ノ標準ニ預金ヲ加ヘルト云フコトニシタ、此事カ公平ニ直ルトシマスト負担カ大分変ッテ来マスカラ、従ッテ現行法ヨリハ資本金ニ対スル税率カ、スット減シマスカ、現今法テ見テナカッタ預金ト云フモノヲ加ヘルコトニナッタノテアリマス」(『速記録』19ページ)

まず、「原案」が可決された一次会での議論 の内容をみておこう。

- (1)「原案」を「否」とする主要理由。
- *社債、借入金、預金に課税する結果経済界に

- いかなる影響を及ぼすか不明である。預金課 税の結果が預金利子引き下げにつながり、預 金吸収を妨げそれは預金奨励の趣旨に反する。
- *預金課税による負担増が貸出し利子の引上げにつながり資金供給を妨げる。
- *預金の取付にあい支払に困難を感じるような 基礎薄弱な銀行が少なくない時に、預金に課 税して負担の増加を図るのは得策ではない。
- *預金課税は払戻準備を少なくし銀行の危険を 増す。預金は資本に非ず、常に払戻準備が必 要であり、株金と同視するのは根本的誤謬で ある。
- *社債、借入金課税は、勧業銀行、興業銀行、 拓殖銀行など主として社債発行により営業す る銀行に大きな影響を与え、資金供給を受け ている事業の発展を阻害する。
- *社債、借入金、預金課税により課税の権衡を 保ち負担の公平を期する目的は困難である、 銀行において貸借勘定の整理方法により課税 標準を隠匿する余地がないとは言えない。
- (2)「原案」を「可」とする主要理由。
- *預金、社債、借入金を課税標準に算入させる 一方で税率を低減させる(1,000分の5から 1,000分の2)ので税額に殆ど増減ない。
- *預金を課税標準に入れても負担が増加するのは一部の銀行に過ぎず、しかも預金の4分の1は控除されるので増額は少額である。
- *預金を課税標準に入れれば、預金の利子を引下げによる預金の吸収を妨げ、他方、貸し出しの利子を引上げて資金の供給を妨げるとは想像できない、元来金利の高低は一般経済社会における資金の需要供給によるからである。
- *銀行業の発達は負担を公平にして全体の銀行の発達を図ることを企図しなければならない、預金を金庫の中に死蔵する拙劣な銀行よりも預金を活発に運用し銀行の本分を尽く銀行の発達が求められる。
- *預金に対する払戻準備は必要であるが、調査による銀行在金によっても預金の4分の1控除によって払戻準備は十分余裕がある。預金、

社債、借入金はその名称の如何にかかわらず 利益の淵源であるものを資本金に参入するの は当然である。

- *会社に軽く個人に重くする課税方法は経済政策上も問題があり、個人営業はむしろ会社営業より奨励すべきもの。課税の権衡を保ち負担の公平を目指す改正である以上、課税標準の改正によって負担の変動が生ずるのは予期の目的を達するものであり、負担の変動を虞て課税の権衡と負担の公平を期するのは百年河清を俟つが如くとなる。
- *銀行以外の会社には社債、借入金を課税標準 に参入することを是認しながら銀行業にはそ れを認めないとするのは論理の一貫性を欠き 矛盾も甚だしい。

甲論乙駁の末、一次会において「原案」が多数により可決された。しかしその後、二次会に 先立ち設けられた議案整理特別委員は、会社の 資本金額計算に審議をつくした結果、一次会の 決議を否認し、「現行」を維持することに決定 し委員会に報告した。

特別委員の評議結果を報告した水町袈裟六(大蔵次官)は概略次のように述べている。

- *「原案」通り、預金を資本金に参入すると、 甚だしいものになると積立金、後期繰越金、 配当金のいずれかを減じなければ納税は出来 ない銀行も出てきて銀行の負担に激変を生 じ、そうなると、税の整理というよりは殆ど 新税となる。
- *預金準備等においてもロンドン銀行の様に行かないにしてもなるべくそれに近いように奨励しなければならない、またその必要性は今年の春以来の騒ぎ(1907年恐慌のこと)により益々緊切になっている、その意味では預金の資本金算入による課税は時機尚早である。
- *社債、借入金も銀行にとっては預金とあまり変わりがないので、預金を除く以上これらも除くのが適当である、従って銀行以外の会社においても新しくそれらを算入するのは適当ではない。

これに賛成したのは一次会でも「原案」に反対した中心人物である三島弥太郎(横浜正金銀行)である。その論理は一次会の時と同様であり、「原案」は預金奨励に反する、低利資金の供給を阻害する、貯蓄銀行の営業に影響を与える、預金に対する準備上適当ではない、社債の課税標準算入は勧業銀行、興業銀行ひいては農工銀行にも影響が及ぶ、などである。

他方、特別委員の報告に反対の意思表明をしたのは、岡野敬次郎、金井延、塚田達二郎、松崎蔵之助、吉原三郎などの官界や大学関係者の一部である。岡野(法制局長官)は、多少の変動は税制の改正である以上免れない、租税の改正、整理ということは税の不公平を直し負担を公平にするが目的となる、しかし、特別委員による修正は、会社に軽く個人には重く、大銀行に軽く小銀行に重くする結果をもたらすものである、修正を加えた意味が全く理解できないという。

金井は、特別委員の修正は折角負担の公平を 図り審査会において為した整理の目的を達した ことを無効にしてしまうと非難し、松崎も会社 組織の事業に比べて不利な立場にある個人の事 業の発展を奨励する点からも修正案に反対した。

最終的には、岡野敬次郎の特別委員報告に反対する意見に賛成した名が7名の少数だったので特別委員による「現行」に戻す修正報告は是認された。因みに一次会では少数につき否認されたとはいえ、「資本金額ヨリ預金、社債、借入金ヲ除キ税率ヲ千分ノ五トナスコト」という「現行」に戻す意見に賛成したのが9名いたから、「原案」が可決された一次会においてもかなり伯仲した状況にあったことが分かる(『速記録』660ページ。尚この時点では12名の賛成があれば多数であった)。

何故、一旦は「原案」が承認されたにもかかわらず、議案整理特別委員によってそれが覆され「現行」を維持する修正案が出てきたかの詳細な理由は明らかではない。しかし、『速記録』により修正案の報告に対する質疑から判断する

と、調査の結果、「原案」では「兎ニ角余程銀行ノ負担ニ激変ヲ生シマスルト云フコトヲ免レヌノテコサイマス」(水町袈裟六、『速記録』1,427ページ)との発言から伺えるように、「激変」を恐れたことに原因があると思われる。一次会においては東京商業会議所会頭の中野武営も預金算入による「激変」を指摘し預金の課税標準参入に反対していた。水町は、具体的な例を示しながら「餘リニヒトイ激変」であると説明している。また松崎の質問に対して「沢山調ヘテアリマスカ、三四十モアリマセウ、極小サナ方ハ軽クナリマス、中カラ以上ハ重クナリマス」(『速記録』1,452ページ)と答えている。

詰まるところ、「激変」が生じることを恐れて「現行」に戻すことを主張する委員と不公平を直すために「原案」を支持した委員との対立になり、前者が勝利した結果となった。

ところで「原案」支持派の塚田達二郎(大蔵省)は、前の税法審査委員会委員として自らが条文の追加を主張した営業税法17条2項¹⁵につき、この項は社債、借入金、預金を資本金の中に参入することを前提に付け加えられたものである、現行法通りに戻すというのであれば削除すべきと主張し、これは異議無く認められている。

しかし、注意すべきは、この条項はいわば法人銀行と個人銀行とのイコールフッテングを意図するものであり、この条項の消滅により従来からの問題点がそのままの状態で放置されることを意味する。すなわち個人銀行は、他の個人営業と同じく他より借入れたと否とを問わず固定資本、運転資本の月割平均額を課税標準とするものであり、法人銀行と異なり預金、借入金も資本金として課税されてきたが、そのままでは個人銀行と法人銀行間の負担の権衡を失するものとなる¹⁶。

そこで従来は実際上の取り扱いで手心を加え、個人銀行の資本金額中より預金を除外してきたが、もし法令に従って課税すると個人銀行は現在よりも「五倍乃至八倍増課せらるること

になり法人銀行課税額との間に非常の不権衡を来す」「こととなるので、結局、営業税法施行規則を改正してその第8条1項に次の但書を加えた。「但シ銀行業ニアリテハ第七条ノーノ規定ヲ準用ス」(勅令234号、1909年10月15日)。第7条の規定とは先に見たように合名会社の課税標準である資本金額を定めたものである。これによって個人銀行の課税標準である資本金額は合名会社のそれと同じように取扱われるようになった。

まさに苦肉の策である。税法審査委員会の「原 案」であれば、営業税法そのものの中に規定と して盛り込まれており、資本金額の算定を勅令 に委ねた条項(第16条第2項)は削除されて法 としての内容も整ったのであるが、「原案」が 否認され、「現行」のままになったので、個人 銀行の資本金規程は再び勅令による営業税法施 行規則上の規定として改正された。

以上の結果、最終的に審査会で作成された租 税整理法律案中の営業税法中改正法律案では銀 行業の課税標準、資本金額の税率は以前と同じ く1,000分の5となったが、建物賃貸価格、従 業者の税率は若干の変更が加えられ改正案とし て作成された。

税法整理案審査会の修正後の営業税整理案は 第24帝国議会に提出されたが、衆議院では負担 の軽減を伴わない整理案に対する反対から他の 租税整理案とともに否決された。

1910年1月の第26帝国議会に提出された営業 税改正法案での銀行業に対する課税標準の資本 金額には預金、社債、借入金は含まれていない。 営業税法中改正法律案そのものは衆議院で負担 軽減の理由の下に修正を受けて成立した。営業 税に関する非常特別税の整理に一応の終了を告 げた改正案の成立である。

その後、第2次西園寺内閣時の臨時制度整理局において、銀行業の課税標準として「借入金」(この中には預金、社債、借入金が含まれる)が加えられた。整理局の原案は多少変更されて1913年3月の第30帝国議会に提出された。政府

原案には資本金額(税率、1,000分の4)とは 別に新たな課税標準として銀行業のみ「借入金額」(税率、10,000分の3)が加わった。しか し衆議院では銀行業の借入金額を課税標準から 除外する修正を受け、貴族院では審議未了となり結局、改正営業税法案は成立しなかった。

当議会で法案の提出理由を説明した菅原通敬 (主税局長)は、「借入金額」を課税標準に加え たことに関して、すでに触れた税法審査委員会 やその後の税法整理案審査会での議論を踏まえ たもので、会社の利益や収益を推定する上でよ り相応しいものであり、個人事業と法人事業と の負担の権衡を図り、公平を図る上で必要な改 正である、と説明している¹⁸。「負担ノ上ニ激 変ヲ生ズルコト」に配慮しつつの説明であるこ とは、基本的な趣旨は変わらずに改正案を実現 するための戦略であろう。

次の第31帝国議会では、政党各派から営業税 廃止案が提出される中で漸く営業税法改正案は 成立したが(1914年3月法律第20号)、内容は 前議会での衆議院の修正通りのものであったか ら、政府、大蔵当局などが長年懸案としてきた 預金、借入金等の課税標準への算入は実現でき なかった。この背景には銀行業界(東京手形交 換所組合銀行)や商業会議所の反対運動が影響 していたことは否定できない¹⁹。

第3章 銀行への営業税付加税

営業税法が施行された1897 (明治30) 年の東京市会において、銀行税を含む市税特別税が市から提案された。東京市税であるが、国税営業税付加税との関連もあるので簡単に触れておきたい。東京市会では同年、特別税賦課規則設定の件が上程され、銀行税(資本金に対する利益金の割合に応じて、銀行利益金の千分の10~45)、取引所税(資本金に対する利益金の割合に応じて、利益金の千分の15~50) や電気税、瓦斯税など10種類、営業税(営業収益税と免許税)と奢侈的支出税の組み合わせからなる税が含まれていた。しかし、特に利益金課税方式の

銀行税と取引所税に反対論が集中し議決には至 らなかった²⁰。

東京市が銀行課税を企図したのは、当初、会 社税を特別税として導入しようとしたが市会の 調査委員によって削除され、調査委員はそれに 代えて銀行税、取引所税を設け利益金課税を行 おうとしたことによる21。これに対し東京銀行 集会所 (渋沢栄一会長) は臨時集会を開催し、 市参事会や東京商業会議所(渋沢栄一会頭)に 意見書を送付し、銀行を狙い撃ちした「背理の 税法」であることを訴えた。特別市税により道 路改善等の財源に充てるのであれば、「市民全 体ノ共担スヘキ所ナレハ可出来得限リ市民ヲシ テ普ク之ヲ負担セシメサルヘカラス然ルニ一部 ノ営業者ニ限リテ斯ノ如キ不公平ナル市税ヲ課 セントスルハ本会議所ノ断シテ反対ヲ表セサル ヲ得サルナリ」、「特ニ一部ノ営業ニ限リテ其利 益ニ課税セントスルノ更ニ甚シキ偏頗不公平ナ ルヲ知ルヘキナリ」²²。

尚、特別税賦課規則案が消滅した後、東京市参事会は所得税付加税を増徴し、新たに営業税付加税を新財源として市会に提出した。のちに触れるように、多くの税収が期待されるだけに、市(15区)にとって当税の持つ意味は大きかった²³。銀行集会所は、東京市が会社税を特別市税として導入することを断念した時から銀行を中心に特別市税を負担させた上に、「銀行の収益は保険業運輸業と均しく各地方に設立せし支店より吸収するもの少なからず然るに本店を本市に有するが為めに其利益金に対して課税せんとするは其目的を誤りたるものと云はさるへからす」²⁴とその問題点を指摘していた。ここにはすでに次の営業税付加税についての行政訴訟に関わる論点が含まれていた。

第1節 銀行への営業税付加税賦課に関わる行 政訴訟

行政裁判所に訴願され、その裁決を受けた事例を見る中から、国税営業税付加税の問題点を検討する²⁵。

国税付加税問題については、本稿で中心的に 扱う営業税付加税問題よりも以前に生じた銀行 業等に対する所得税付加税問題がある。営業税 付加税を巡る係争事件の中でも関連して取り上 げられている。

東京市における所得税付加税の徴収は、所得 税法が改正され法人所得も課税対象になった 1899年以来、本店、支店を区別せず合わせて行 われてきたが、それは市制94条に違反するのみ ならず当該会社は二重の負担を負うことになる と、第一銀行、三井物産、日本郵船、帝国商業 銀行が市参事会に訴願した。これに対し市参事 会は従来の徴収方法を改め鉄道会社の他は全て 本支店を区分し市内に本店があるものは本店の 所得、支店があるものは支店の所得に対して徴 収することとなった。その旨を各区長に通牒し たので、第一銀行その他3会社は訴願を撤回し た26。 しかし、国税営業税付加税問題は簡単ではなかった。以下、代表的な事例を検討する。

はじめにそれぞれの原告、被告、判決要旨等 を掲げておく(表4)。いずれも不当課税取消 の訴えに関する行政訴訟である。

行政裁判所が関わった銀行に対する国税営業税付加税をめぐる行政訴訟は、その支店に関係するものであり支店数が多ければそれだけ影響することが大きかった。以下で見る三井銀行や安田銀行は(表5)から明らかなように、三井は1895年6月末、1910年末の時点で支店数は14、13であり(1902年、19)、安田の支店数は同時期、7、13であり(1902年、13)、いずれも支店を多く擁する大規模銀行であった。

行政訴訟の代表的事例は、東京市が国税営業税の全額に付加税を賦課したことの二重課税の不当性を三井銀行が訴えた1901年下半期国税営業税付加税及び区費営業税割不当課税取消に関

(表4) 行政裁判所裁決事例

ケース	原告	被告	裁決	宣告日	理由
	合名会社 三井銀行	東京府参事会長東京府知事	原告勝訴	1902年11月21日	1 市ハ市外ニ於ケル土地家屋営業若クハ其所得ニ対シテハ課税権ヲ有セス 1 所得税ニ関スル市制第94条ハ市外ニ於ケル所得ハ之ヲ控除スヘシト云フニ在リテ其主旨ハ同93条ト異ナル所ナシ
I	合名会社 三井銀行	東京府東京市日本橋区長	原告勝訴	1904年 1 月29日	1 営業者カ市税ヲ納ムルノ義務ハ市内ニ於テ営業ヲ為スニ因リ生スルモノトス従テ市外ノ営業ニ対シテハ市税ヲ納ムルノ義務ナシ 市制第90条ハ市税トシテ賦課スルコトヲ得ヘキ税目ヲ定メタルモノニシテ市外ニ於ケル営業ニ対シ市税ヲ賦課シ得ヘキコトヲ定メタルモノニアラス
п	合名会社 安田銀行 安田商事 合名会社	東京府参事会長東京府知事	原告勝訴	1903年11月2日	1 市内ニ本店ヲ設ケ市外ニ支店ヲ置キテ営業ヲ為ス所ノ法人カ本店及ヒ支店ノ営業ニ属スル国税営業税ヲ合算シテ同市ニ納付セル場合ニ於テハ同市ハ其市内ノ営業ニ付キ市税ヲ賦課シ得ヘキモ支店ニ於ケル営業ニ付テハ課税ヲ有セサルモノトス故ニ其営業税金全部ニ対シ市税ヲシタルハ適法ノ処置ニアラス 1 市制第90条ハ市税トシテ賦課スルコトヲ得ヘキ税目ヲ定メタルモノニシテ市外ニ於ケル営業ニ対シ市税ヲ賦課シ得ヘキコトヲ定メタルモノニアラス
	安田商事合名会社	大阪府西成郡 傳法村福村組合 村長	原告敗訴	1903年3月4日	1 営業税法第15条ノ規定ハ国税ヲ徴収スル便宜法ニ過キサレハ他ニ法令ノ規定アラサル限リハ之ノミヲ以テ営業税ノ所在ハ本店所在地ナリト云フヲ得ス 1 支店ノ営業税ヲ合算シ本店ニ於テ納付スルトキト雖モ此営業税ノ所在ハ支店所在地ナルヲ以テ之ニ賦課セラレタル付加税ハ之を拒ムコトヲ得ス
Ш	日本銀行	福岡県参事会 福岡県知事	原告敗訴	1904年4月8日	1 市内ニ於テ営業ヲ為ス銀行支店ニ対シ市税ヲ賦課スルニ付テハ府県税ニ関シ府県制第108条ニ依リ関係府県知事ノ協議決定シタル税率ヲ採用スルモ不法ニアラス

資料:行政裁判所所蔵『行政裁判所判決録』13、14、15、16、文生書院復刻版

(表5) 支店数および支店分布(1)

(単位) 1,000円

1995年末 銀行名		またタ 本店	1895年6月末		月末	1895年 6 月末		
預金	耿11石	所在地	計	管内	管外	管外支店所在地		
18,630	三井	東京	14	0	14	北海道2、神奈川、愛知、三重2、滋賀、大阪、京都、兵庫、和歌山、広島、山口、長崎		
9,222	第一	東京	11	0	11	秋田、宮城、新潟、神奈川、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、朝鮮2		
7,174	第三	東京	4	0	4	北海道、神奈川、大阪、島根		
4,343	安田	東京	7	0	7	北海道、岩手、福島4, 栃木		
4,466	三菱	東京	(2	0	2)	大阪、兵庫		
1,624	百十九	東京	2	1	1	大阪		
5,829	第百	東京	4	1	3	福島、神奈川、鳥取		
4,862	帝国商業	東京	1	0	1	大阪		
4,444	十五	東京	0	0	0			
3,522	百三十	大阪	5	0	5	福井、滋賀、京都2、愛知		

支店数および支店分布(2)

(単位) 1,000円

						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
1910年末	銀行名	本店	1910年末		末	1910年末
預金				管内	管外	管外支店所在地
90,248	三井	東京	13	1	12	北海道、神奈川、愛知、滋賀、大阪2、兵庫、和歌山、京都、広島、山口、長崎
52,834	第一	東京	8	0	8	神奈川、愛知、三重、京都、大阪2、兵庫、山口
34,006	安田	東京	13	0	13	青森、岩手、宮城、秋田3、山形2、福島4、栃木
31,128	第三	東京	11	0	11	北海道、神奈川、大阪2、鳥取4、島根3
12,808	百三十	大阪	17	6	11	福井、京都、福岡5、大分、朝鮮3
44,110	住友	大阪	17	4	13	東京2、神奈川、京都、兵庫2、広島3、愛媛、福岡3

(注1) 管外とは、本店所在地府県以外の府県。

(注2) () 内の三菱銀行支店数は三菱銀行 (三菱合資会社銀行部門) が1895年後半に発足したため、年末の参考支店数を表示。 出典:石井寛治「地方銀行の成立過程」『地方金融史研究』 3 号、1970年12月

する行政訴訟である²⁷。以下、三井銀行の事例を含め、3つの事例について『行政裁判所判決録』から原告、被告の主な陳述内容及び行政裁判所の裁決要旨を検討し問題点を指摘したい²⁸。

I 三井銀行の事例

1 原告(三井銀行)の陳述要旨

① 市制93条などは、主税納付者居住地以外 の市区がその部内における営業者の営業 に対して課税することができる旨を規定 したものであり、主税納付者居住地以外 の市区が課税する場合と主税納付者居住 地の市区が課税する場合との間に区別は ない。従って、主税納付者居住地の市と いえども、各府県にわたって営業場を有 する者に課税する場合は単に自己の部内 における営業に対して課税し得るに止ま る。

- ② 本件の争点は、市制93条(町村制93条)の解釈にあるが、93条は市町村内に土地家屋を所有しまたは営業をなす者はこれに対して納税の義務があることを規定しているが、これは結局のところ「其市町村内ニ於テ保護ヲ受クルカ故ナリ従テ国税ニ対スル付加税モ亦此精神ニ依テ賦課スルコトヲ許シタルモノナルハ論ヲ待タス然レハ市町村内ニ営業ノ事実アリトセハ国税タル営業税ノ納付地カ何レニアリヤ否ヤハ之ヲ問フ要ナキモノトス」
- ③ 営業税法15条2項の規定は、国税を課す 方法として定められたものに過ぎず、市 町村が賦課する付加税の徴収方法を定め たものではない。

2 被告(東京府)の答弁要旨

- ① 市制93条は居住、滞在等による市税負担 者を定めたものであって、居住していな い者や法人などが土地家屋、営業の存在 によって市税納付の義務を負うことを規 定した条文ではない。
- ② 93条により賦課することが可能な市税所 得税付加税については、94条に規定があ るが、市税営業税付加税については何の 規定がない。営業税付加税は単に93条に より賦課ができるということに過ぎない。
- ③ 営業税法15条2項により、営業の資本を 区分しない法人については国税営業税の 納付地、すなわち国税を賦課された法人 が属する市町村がその国税全額に対して 付加税を賦課する事ができる。
- ④ 市町村付加税は本税である国税、府県税とは「主従ノ関係」にある。本税以外にその標準を求めることは出来ない。本税の客体たる営業が市内にとどまるか市外に跨るかは関係ない。
- ⑤ 本件に関し、法律命令の明文がないのに 府県制、北海道区制の規定を準用するの は不当である。

3 行政裁判所の判決理由

- ① 被告は、市制94条は所得税については規定しているが営業税については何の規定もないと主張するが、その趣旨は市外における所得を控除すべしということであって、93条とその精神は異なるものではない。従って、94条を根拠に93条は市の内外を問わず課税できると推定することは出来ない。
- ② 被告は、営業税法15条2項により営業の 資本を区分しない法人に対しては国税営 業税の納付地である市は当税の全額に対 して付加税を賦課することができる一 方、納付地以外の市は同一国税に対して 付加税を課すことは出来ないと主張す る。しかし、「営業税法15条2項ノ規定

- ハ該税ヲ徴収スル便宜ノ方法ニ過キサル モノ」であって、他に法規がない以上こ の規定のみで直ちに該税の全額に対して 市税を課すことは出来ない。
- ③ 本件課税の根本たる国税は、原告の大阪 市やその他の各所の営業に対して課せら れたものである以上、東京市内における 営業税ということは出来ない。

市制105条の規定により、市税の賦課に関する訴願はまず市参事会が裁決し、その裁決に不服ある者は府参事会に訴願し、その裁決に不服ある者は行政裁判所に出訴することが可能となる。これらの手続きを踏んだ結果、行政裁判所の裁決(裁決宣告日は1902年11月21日)は、同年7月16日の被告(府参事会)の裁決、同年4月5日の東京市参事会の裁決、同年4月5日の日本橋区長の令状によって賦課された同年下半期分の市税、区費営業税割(合計5,414円余)中「東京市外ニ於ケル国税ニ対シ付加シタル部分ヲ取消ス訴訟費用ハ被告ノ負担トス」となった。

以上の1901年後半期課税に関係する行政訴訟 に引き続き翌年、1902年前半期課税をめぐる訴 訟が、三井銀行から徴税令状を発した日本橋区 長を相手に発生している。

行政裁判所の裁決に至るまでの経過は同じであり、原告の主張は市参事会、府参事会いずれにおいても認められなかったので行政裁判所に 訴願し、判断を委ねたものである。

原告請求の要旨や被告の陳述内容は、当然の事とは言え先行する1901年後半期課税に関係する行政訴訟の際のものと内容的には共通している³⁰。また、三井銀行の市参事会への再訴願は1902年7月であるから先行する行政訴訟に対する行政裁判所の裁決(1902年11月)の前であるが、これに対する市参事会の裁決(1903年1月)、府参事会の裁決(同年5月、裁決内容は市参事会と同一)は裁決後に行われている。従って、市参事会、府参事会の裁決は当然、行政裁判所の裁決を前提にした裁決でなければならない

が、両参事会の裁決理由に以前と変更がないのは理解し難い。しかし、行政裁判所の裁決は変わらず、市参事会、府参事会の裁決を取り消し、令状に基づき賦課徴収された5,845円余のうち東京市外における国税に対して付加した部分を取り消した。これらの続いた行政訴訟は実質的には被告が東京府知事から徴税令書を発令した日本橋区長に変わった事だけであったとも言えるかもしれない。同趣旨の訴願であっても訴える相手が変われば訴願は受理されるということであろう。ともかく三井銀行は再び勝訴した。

ところで、1902年前半期課税をめぐる市参事会の陳述では先行した訴訟における被告の陳述 ③、④の内容がやや詳しく述べられている。

「営業税法十二条ニ規定スル如ク銀行業倉庫業ニ対シテハ其資本金額建物賃貸価格従業者ヲ標準トシテ課税スルモノニシテ同法第十五条第二項後段ニ於テハ其資本ヲ区分セサルモノハ合算シテ課税スペキコトヲ規定セリ故ニ仮令建物賃貸価格及従業者ハ分割シ得ペキモノトスルモ其資本額ヲ区分スルニ非サレハ国税営業税ヲ分割スルコトヲ得ス従テ之ヲ標準ト為シ之ニ随伴シテ付加スル市税モ分割スルコトヲ得サルハ明白ナル事実ナリ由是觀之付加税ハ国税営業税ニ分離シテ賦課スルコトヲ得ス従テ国税納付地以外ノ市町村ニアリテハ或営業ノ存在ノミヲ以テ直接ニ其営業ヲ標準トシテ付加税ヲ課スルコトヲ得サルモ亦明白ナリ」

市の執行機関である参事会は³¹、あくまでも 資本金額の分割を基準にした国税営業税の賦課 に固執し、また付加税は国税営業税と一体化し たものであり、国税営業税納付地に関係なく付 加税を課すことは出来ないとする主張を繰り返 していた。次の事例においても同様である。

Ⅱ 安田銀行・安田商事の事例

合名会社安田銀行、安田商事合名会社(いずれも日本橋区小舟町の同番地)と東京府参事会 長・東京府知事との行政訴訟。東京市内に本店 がありかつ市外にも支店がある場合、国税営業 税を合算して東京市に納税した際、東京市がその営業税の全部に付加税を賦課したことに対する訴訟問題³²。ケースIとほぼ同時期の同種類の行政訴訟であるから重なる部分もあるが銀行と共に商事会社の訴訟にも関係するので取り上げた。

1 原告(安田銀行、安田商事)の陳述要旨

- ① 本件は東京市が原告の国税営業税の全部に対し付加市税を賦課したものであって市制93条に違背し市外の営業税に課税した不法の措置である。「若シ然ラストセンカ市ハ市住民ノ有スル市外ノ土地家屋ニ対シテモ課税スルヲ得トノ奇異ナル論結ヲ生スヘシ」
- ② 市制95条は93条に何ら関係がない。市制94条も市外における所有の土地家屋又は営業より生じる所得を控除すべき旨の規定であって同93条と重複の嫌いがないとは言えないが、これをもって直ちに93条の明白なる規定に反して同条は「単二市ノ税源ヲ規定シタルモノニシテ市ノ課税権ヲ制限シタルモノニ非スト推断スルコトヲ得ス」
- ③ 東京市参事会は営業税法15条2項末段の 規定に従い、原告が資本を合算して本店 所在地に国税営業税を納付した以上、東 京市はその国税営業税全部に対して本件 付加市税を賦課したとしても市制93条に 違背していないと主張しているが、営業 税法15条2項末段は「営業税徴収ノ方法 ニ関スル便宜的規定」に過ぎない。単に 営業税を合算して東京市に納付したこと を以てその営業税付加税が全部東京市の 営業税となるわけではない。
- ④ 納付地である東京市において国税営業税を分割計算ができない場合どうするかは、営業税全部の納付地たる東京市は例外として市外の営業に対しても課税することが出来るということであるにすぎない

2 被告(東京府)の答弁要旨

- ① 法人の住所はその主たる事務所の所在地であることは明らかであり、法人たる原告に対して直接国税たる営業税の付加税を市制90条によりその住居地において納付する基本税額を標準として賦課するのは適法の措置である。
- ② 市制93条は法人の納税義務を規定したものであるが、これは法人がその市に土地家屋を有し若しくは営業をすることによって市税納付の義務を負うことを規定した法条であって、換言すれば「法人ノ課税客体ヲ定メタル法条ニシテ決シテ其課税標準ニ関シ例外ヲ設ケタル規定ト云フヲ得サルナリ
- ③ 付加市税は本税である国税又は府県税とは「主従」の関係にあり、「本税タル国税府県税其モノヲ標準トシテ賦課スヘク特ニ法律ニ明文ナキ以上ハ或ル場合ニ本税ノ或額ヲ控除シタル額ニ賦課スルカ如キ取扱ヲ為ス能ハサルナリ」。市制は所得税に関して94、95条を設けて控除すべき場合の規定があるが、営業税に関しては何ら規定がない。よって本税全額を標準として賦課することが出来る。

3 行政裁判所の判決理由

- ① 市制93条は市内において営業をするものに対し、その営業者若しくはその所得に対して市税を賦課する権利を与えるに止まりその市外における課税権は認めていない。
- ② 市制90条は市税として賦課することが出来る税目を示したものにすぎず、市外における営業に対し課税が出来ることを規定したものではない。
- ③ それゆえ、東京市が合名会社安田銀行本 店及び支店の営業を合算して納付した営 業税金全部に市税を賦課したのは適法で はない。「其他原告被告陳辯スル所アル モ裁決ニ必要ナキヲ以テ説明セス」

ある意味素気ない裁決である。しかし同じような行政訴訟が繰り返えされていたから行政裁判所の裁決の要旨が纏まりつつあったとも言えよう。この結果、1903年3月3日の被告の東京府参事会裁決、同年1月9日の東京市参事会裁決、1902年4月28日の日本橋区長による同年度前半期国税営業税賦課、国税営業税区費営業税割中、「東京市外ニ於ケル国税ニ付加シタル部分ヲ取消ス訴訟費用ハ被告ノ負担トス」となった。

行政裁判所は、安田銀行と同時に「不当課税 取消ノ訴」を起こした安田商事については銀行 事件と「同一ナルヲ以テ之ヲ略ス」との裁決を している。

尚、安田商事が訴えた営業税付加税賦課に関係する訴訟については、大阪府西成郡傳法村福村組合村長を訴えた行政訴訟がある(1902年第262号、1903年3月4日宣告)。

本件は、傳法村で営業活動を行っていた安田 商事の支店(綿糸紡績業)に対して同村が1901 年度国税営業税付加税前期分、226円余の徴税 令書を発し、同年後期分として同額の税を賦課 したことの是非を問うものであった³³。

裁判所の裁決は「営業税法第十五条ノ規定ハ 国税ヲ徴収スル便宜法」であって、これのみで 営業税の所在は本店所在地であるということは できないとし、さらに「支店ノ営業税ヲ合算シ テ本店ニ於テ納付スルトキト雖モ此営業税ノ所 在ハ支店所在地ナルヲ以テ之ニ賦課セラレタル 付加税ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス」との理由で原告 側、安田商事(安田商事支店)の敗訴になった。

この宣告が1903年3月であり先の安田商事の訴訟に対する裁判所の宣告(安田銀行と全く同一)は同年11月であったから、宣告は傳法村安田商事支店関係の訴訟に対する方が早い。しかし、1901年前半期課税、同後半期に関わるものと1902年前半期課税のそれとは1年の差があるとはいえ裁決が出るまでの間には重なる期間がある。従って両者の行政訴訟は支店関係の判決が出てから安田銀行(安田商事)がそれを前提に訴訟を起こしたわけではなかった。

一方は、支店に賦課された国税営業税付加税の違法性を問い、他方は本店に同付加税をすべて賦課したことの違法性を訴えていたので両者は明らかに矛盾する訴えである。本来、本店での国税営業税のすべてに対する付加税賦課の違法性を問うのであれば、支店における付加税の賦課の違法性は問えないはずである。いわば二股をかけた行政訴訟であったが、同時に裁判が進行していた以上、納税者としてはやむを得ない措置であったといえよう。

Ⅲ 日銀、門司市の事例

日銀西部支店(門司支店、原告代表者は日銀総裁)と福岡県(被告は福岡県参事会・福岡県知事)との間の市内で営業する日銀支店に対する市税賦課に関わる行政訴訟。門司市が日銀西部支店に賦課した市税営業税付加税の徴税令書を取り消し、原告が既に納入した1,057円余の返還を請求した訴訟である。

1 原告(日銀西部支店)陳述要旨

- ① 門司市が市税を賦課する際の法律的規定が存在しない。賦課の根拠としている府県制108条は府県税である営業税付加税に適用される法規であって、市制には何ら関係がない。市税税率を定めるときに108条を準用するのは濫用である。「市制ニ規定スル所ナクトモ便宜ナル以上ハ如何ナル法律ヲモ準用シ能フト云フ結論ニ陥リ憲法ニ背反セル結果ヲ生スレハナリ」
- ② 福岡県においては、原告は幸い門司市に 一か所の営業所があるのみであるから、 108条を口実に応用することもあるかも しれないが、1府県内に2か所以上の市 に営業所がある場合、各市税を定めるこ とはできない。「府県制108条ヲ市制ニ応 用スルノ不法不条理ナルコト復夕喋々ヲ ョウセサルナリ

2 被告(福岡県)の答弁要旨

① すでに法律で納税義務があることが規定 されている以上、他に課税標準分割がな

- いことを理由に賦課を免れることはできない。「如此場合ニ於テハ課税権者ニ便宜ノ方法ニヨリ課税標準ヲ分割スルコトヲー任セラタルモノト認ムルヲ相当トス」
- ② 原告は被告が108条の規定を市制に応用 し課税標準の分割を行っていると主張す るが、これは事実ではない。「唯門司市 カ便宜ノ方法ニ依リ課税標準ヲ分割スル ニ當リ収入金額従業者建物賃貸価格ニ依 リタル為メ偶々府県税ニ関シ府県制第百 八条ニ依リ関係府県知事カ協議決定シタ ル金額ニ符号シタル事実アルノミ」

3 行政裁判所の判決理由

- ① 門司市が原告に対して本件営業税付加税 を賦課し得ることについては原告も争わず、原告の主張の要点は門司市が府県制 108条を準用したことが不法であるとするが、門司市は108条を準用したのではない。
- ② 市制第31条第1項第5号により、市会は 法律勅令に定めるものを除くほか、市税 の賦課徴収の法を定めることが出来ると あり、本件は門司市が府県税に関し府県 制第108条により「関係府県知事カ協議 決定シタル税率ヲ相当ナリトシ之ヲ採テ 賦課シタルモノト認ムヘケレハ之ヲ不法 ナリト云フヲ得ス」

この結果、「原告ノ請求相立タス 訴訟費用 ハ原告ノ負担トス」。1903年10月22日の裁決取 り消し、同年5月29日、門司市が原告銀行西部 支店に賦課した市税営業税付加税の徴税令書を 取り消し、既に同市が徴収した、1,057円32銭 の返還はいずれも却下された。

日銀の敗訴であり被告側の言い分を全面的に認めたものと言ってよい。しかし、市制町村制に府県制108条に該当する条文がない以上、やはり府県制の条文を「準用」したと言わざるを得ない。また 裁判所の判決は、原告の②について直接答えていない。仮定の事例を判決の判断にすべきではないということか。また、1903、

1904年のこの時期になると、以前の行政訴訟と 異なり、原告が支店所在地の市の付加税賦課を 承認しつつその根拠を争っている点や課税標準 分割の話が出てきていて興味深い。

当該問題についての大阪銀行業界の動きはどうであったか。1902年11月28日に百三十銀行より大阪銀行集会所に提出された建議書の中で、まず参考のため「所得税付加税の賦課に関する件」についてみよう³⁴。

所得税付加税についての建議書の要旨は次のようなものだった。大阪市は銀行業者への所得税付加税の賦課については、市外に有する支店の所得を控除せず、本支店所得の全部に課税するのを常としてきた。税務署よりの所得金額決定通知書に本支店所得額の内訳がないので支店所得額を知る由もなく「其決定通知書額を本店のみの所得と見做して付加税を賦課せり」としていた。しかし、税法に基づく税務署の決定通知額は法人の事業全部の所得に対するものであり、市外における支店の所得も包含するのは自ら明瞭であるから理由にはならない。

では大阪市の処分は不当であるにも拘らずなぜこれまで屈服してきたか。建議書は言う「徒らに争議をなすを好まず談笑の間に権利の保護を図らんとせしに外ならず」。しかし、このままでは円満に目的を遂行することは出来ないし、京都市その他で重複納税する損害も生じているので、訴願や訴訟によって決着することも考えられるが、「表面の係争は素より其好む所にあらず且従来区役所との交渉は斯る大決心を抱てなせしものにあらざるのみならず未だ曾で和の望なしと為し難き事情あり依て先つ此際銀行集会所を煩し市当局者に直接交渉を試み其聴く所とならざる場合に於て始て前段の手続を履行すること、したし」

東京では所得税付加税問題は営業税付加税問題より先行して解決していたことは前述したとおりである。その経緯は当然おさえていたと思えるが、この建議書には区役所、市役所との対

応の仕方が窺える。当局による賦課の不当性を 認識しつつも銀行としては問題を表面化させ ず、なるたけ穏便に処理したい意向があったこ とが分かる。

次に、建議書にある「営業税の課税標準届出 に関する件」についてはどうか。

営業税法15条2項に (「一資本ヲ区分シタル モノハ各別ニ営業税ヲ課ス其ノ資本ヲ区分セサ ルモノハ合算シテ之ヲ課ス」)とあるに拘わら ず、課税標準の届出を本支店所在地の所轄税務 署に行っても「資本区分は銀行内部の関係に止 まり公然登記を経たるものにあらざるを以て其 之を認むるに由なし」としてそれを認めず、税 務署は支店の資本を強いて本店に合算せしめこ れを標準として課税を行ってきた。しかし、本 税(国税)は本店のみに課税されても、また本 支店別に課税されても損得はないが、本税を標 準として課税される市税及び区費については著 しく影響を蒙り「本税1円を増す毎に市税76銭 区費7銭連合区費30銭の割合を以て賦課せられ 始んど本税同額の付加税を負担せる現状 | であ る。市税、区費の正当な負担は避ける事は出来 ないが、本件のごとく法律上本支店別に課税す べき明文があるに拘わらず、税務署の誤解の結 果による課税は認められない。よって相謀って 次の課税標準届出を期として資本金額はもとよ り建物賃貸価格、従業員の員数を本支店別に申 告し、政府もし不当と認めて合算するときは直 ちに再審査を要求し、満足を得られないときは 進んで訴訟を提起する。

関西経済界に大きな影響力をもっていた松本 重太郎(当時、大阪手形交換所委員長、前大阪 銀行集会所委員長)が頭取を務める百三十銀行 の建議書には、「感情の衝突を避け」穏便のう ちにことを処理したいという意向と共に、預金 額も多く支店数も多かった三井銀行や福島や東 北地方に支店を展開していた安田銀行が表面に 出て行政裁判所に訴願した東京とは異なり、銀 行集会所として取り組むように要請しているこ とに特徴がある。住友銀行などは当該問題につ いては表面に出ていなかった。尚、百三十銀行は大阪に本店を置く銀行としては支店数が多く、(表5)にみる通り、1895年6月末の支店数5(すべて大阪府以外)から1910年末支店数17(うち福岡5支店など大阪府以外11)と15年の間に支店数を3倍以上に増やしている点に注意しておくべきである(1902年時点での支店数は合計14うち管外10)。

百三十銀行の建議は1902年12月23日の総会に 諮られ、委員5名に付託された。その結果、翌年1月19日の大阪銀行集会所臨時総会において 調査委員から報告され、承認された。報告の要 旨は、所得税付加税に関しては所轄税務署より 所得高の決定通知を受けた後、その所得高に対 し他郡市に属する支店所得額の区別をして区役 所に届け出をすれば当然重複の賦課はない、と のこと。営業税課税標準届け出については、す でに東京においては本問題に対する行政訴訟が 提起され納税者の勝利に帰した好例もあり³⁵、 市当局者と交渉の結果、本税を基礎として賦課 する事を規定した市条例を改正する旨の回答を 得たので、次年度においては重複負担を免れ、 充分その目的は達する、とのことであった³⁶。

第2節 行政訴訟の問題点と背景

1 課税権の分割問題

本稿で取り上げた判決事例には、国税営業税納税地以外においても訴訟が起こる前から現にその付加税を賦課されている例があることが記されている。先に取り上げたケースIに見られた三井銀行支店に対する例、ケースIで関連して触れた安田銀行秋田支店、米沢支店や安田商事支店に対する大阪府傳法村の例などである。ではその場合税の分割はどのように行われたのか。

残念ながら今のところそれを示す具体的な資料はない。例えば傳法村の場合は「原告会社本店所在地ヲ管轄スル新大橋税務署(東京税務監督局管内―引用者)ニ照会シ知リ得タル営業税額ヲ標準トシ町村制第九十三条及九十条ノ規定

ニヨリ村税ヲ賦課セリ」とある。本店を管轄する税務署にまで問い合わせていた。しかし、町村制90条、93条は市制90条、93条と同一趣旨の条文であるが、これらは本税国税営業税を分割する基準を表しているものではない。

因みに、原告会社、安田商事支店は傳法村に て綿糸紡績業を経営し、その規模は資本金 50 万円、敷地6,643坪、煉瓦積建物2,784坪、木造 建物1,564坪、職工605人の大規模工場であった。 安田商事支店は前後期合計453円余の国税営業 税付加税の納税を命じられ、裁判の結果、敗訴 となったので納付した分の還付も受けられなか ったが、この納税額の根拠を裁判資料からは明 らかにすることはできない。

ケース I の場合、三井銀行側の勝訴となり、 敗れた東京市は、市が銀行本支店の資本その他 課税標準を分割することは出来ず、行政裁判所 の判決を執行できないので銀行に命じて課税標 準になるものを分割して届け出るように通達し た。

これに従い三井銀行は申立書を市に提出して いる³⁷。

それによれば、資本金は銀行部倉庫部合わせて9,097,911円、しかしこれを本支店間に分割することができないが、課税標準の一つである建物賃貸価格は銀行部1ヶ年合計30,063円(内東京本支店の分7,403円を除く)、倉庫部の建物賃貸価格65,314円(内東京市にあるもの25,038円を除く)、従業員は本支店合わせて銀行部430人、倉庫部39人(内本店に属するもの71人を除く)である。以上の課税標準の分割に基づき市税国税営業税付加税を分割すると1901年上半季分として三井銀行が納税した市税5,414円余に対し約400円が返戻されるとの事であった。

ここに至るまで判決後、すでに8か月あまり経過しており、この申し立ての通り処理されたかどうかは判明しないが38、資本金の分割による課税標準の分割以外頑なに拒否してきた東京市も一審にして終審の行政裁判所の裁決を受けた後は、資本金以外の建物賃貸価格、従業員数

を課税標準とする分割に応ぜざるを得なかった。 尚、従来の東京市の一連の対応をみると、ケ ースIで引用した原告の陳述にあるごとく市 制、町村制93条は市町村内に営業を行う者に納 税の義務があることを規定しているが、これは 結局のところ「其市町村内ニ於テ保護ヲ受クル カ故ナリ従テ国税ニ対スル付加税モ亦此精神ニ 依テ賦課スルコトヲ許シタルモノナルハ論ヲ待 タス」との判断に対して東京市参事会は否定的 見解を取り続けていたことを意味する。すなわ ち、東京市参事会の論理では資本を合算してい る以上は主税納付地以外には付加税の課税権は 存在しないゆえ、銀行支店はその存在地市町村 からの保護を受けていないことを意味してい る。行政訴訟においては東京市に応益課税的な 視点はなかったと言わざるを得ない。

2 付加税主義の限界

課税権の所在、分割問題と密接な関係がある のが付加税の問題である。

上記行政訴訟の中で、市町村付加税は本税である国税府県税とは「主従ノ関係」であるという主張が東京府(市)参事会によって繰り返されていた。市町村付加税は本税である国税そのものを課税標準とするものであり、本税以外には課税標準を求めることは出来ない、本税の客体たる営業が市内に留まると市外に跨るとは関係はないという論理である。

裁判所の裁決は、付加税そのものの意味は取り上げていない。専ら付加税の本税の所在に関わることを争点とみている。その意味では付加税は本税あってのものという認識は原告、被告、裁判所ともに共通していた。異なるのは本税全ての納付地(税務署)でなければ付加税徴収権を執行できないか否かであった。

「本来付加税は本税と課税物件を同一にするのみならず本税額を課税標準として賦課せらるる位、本税に対して依存性を有するのである」と指摘されている³⁹。付加税の「本税に対する依存性」の持つ意味にも触れておく必要がある。付加税の長所は、付加税を課す団体が独自に税

額を設定する必要がないことである。賦課する 側からすると独立税と異なり独自に税源の調 査、税額の決定の必要がなく簡便な課税方法で あり、したがって徴税費も少額で済む、などで ある。

反面、短所としては国や府県での改革・措置がそのまま市町村に影響する点や地方の実情に合った課税を行わずに安易に付加税に依存してしまう点などである。また、付加税の負担が増大するときには本税の税源を侵食し、本税そのものの賦課、徴収に悪影響を及ぼす恐れがあり、国税付加税の場合、国はこれを恐れて付加税率の制限を課していた。

とはいえ、当時においては市町村に独自に税源の調査、税額の決定を行う能力が備わっていたとは思われないので、付加税が主なる税源なることはやむを得なかった。その分、特に財政需要を多く抱える市町村区が国税付加税賦課をめぐる行政訴訟に振り回されることになった。

3 規定の不備

東京市参事会が強調する営業税法15条2項などは条文上、市参事会の解釈が妥当する余地があると考えられる。支店における営業にも国税営業税は発生している以上、支店においてもそれに付加税を賦課する事は可能だとする行政裁判所の裁決も、そのこと自体は正しいとしても、それを明示する条文が必要である。その条文もなく単に15条2項は国税営業税徴収上の「便宜ノ方法ニ過キサルモノ」であり、「市町村カ賦課スル付加税ノ徴収方法ヲ定メタルモノニアラス」(ケースI)とする解釈に説得力が十分あるとは思えない。

裁判所の裁決では、この条文以外に「他二法 規アラサル以上ハ之ノミヲ以テ直ニ該税ノ全額 ニ対シ市税ヲ課シ得ヘキモノニアラス」と説明 しているが(ケースI)、この同じ理由により、 他の法規がない以上(「準用」しない以上)15 条2項からは、資本を区別しない場合は国税営 業税を合算して賦課する場合、それに付加税を 課すとする解釈するのが自然であろう。いずれ にしろ条文に解釈の多義性を生む余地があった。 ケースⅡにおいて東京市は、所得税について は市制94、95条を設けて所得税に付加税を賦課 する際に、市外の営業等から発生する所得は控 除することが規定されているが、営業税には市 制の規定がない、それゆえ営業税付加税の場合 はその本税全額を標準として賦課する事は明ら かであるとしている。営業税の付加税について も所得税と同様な明文化された規定があれば東 京市が繰り返し裁決の理由にすることはなかっ たであろう。

また、ケースⅢでは、裁判所は府県制108条を「準用」したのではなく、門司市会の議決による市税徴収法に基づいての賦課であり、その税率を決定する際に108条による関係府県知事の協議決定に依拠したに過ぎず不法ではないとする。これを「準用」というか「借用」と表現するかは別として、やはり本来は市制内部で決定すべきことである。

108条の規定は「法律が明文を以て各府県知事に委任して始めて然ること(歩合の協議―引用者)を得るものなるが故に此の特別規定を為さざる市町村制に於ては之を適用することを得べからず、要するに是れ市町村制の脱漏より来れる不権衡と見るの外なき也」⁴⁰と言える。

内務省、大蔵省は地方長官宛に通牒を発したり、また政府は法を改正したり、勅令などを以て市税国税営業税付加税に関わる問題点を解消しようとしたが根本的解決には至らなかった。

1900年4月16日地方長官宛の大蔵省主税局長・内務省地方局長の通牒にしても⁴¹、自市町村内に店舗や営業場があるにも拘らず営業税付加税を賦課できない場合の財源拡充についての通牒であり、本税付加税の賦課に伴う地方間の課税調整ではなかった。

その中でも注目すべきは、1899年8月の勅令 378号による北海道区制の改正である⁴²。改正 により84条(旧72条)に次の項が付け加わった。

「数市町村ニ渉リ営業所ヲ定メテ営業ヲ為シ 且其ノ本税ヲ分別シテ納メサル者ニ対シ営業税 ノ付加税ヲ賦課スルトキハ北海道庁長官ノ定ム ル所ニ従ヒ本税額ヲ各区町村ニ分割シテ其ノ一 部ニノミ賦課スヘシ」。

関係市町村間の協議により決定するという文言はないにしろ、「北海道庁長官ノ定ムル所」とは本税額の「歩合」を意味していたと考えられるので、1899年3月の府県制の改正時に追加された108条の内容を取り込み、のちの市税及び町村税の付加税賦課に関する1911年9月の勅令241号に連なる規定である。

因みに、84条の前段の項(旧72条)の趣旨は、 所得税付加税に関係する市制94条、95条とほぼ 同じであったから、84条に所得税、営業税の付 加税に関する条文が整ったことになる。1888年 施行された市制町村制は北海道には適用され ず、1897年5月勅令158号によって公布された 北海道区制は市制に準ずる扱いであったが、 1899年8月の改正により当該問題については最 も進んだ条文を備えていた。

しかし、この条文は市町村制には活かされないままであったが、1904年5月の地方長官宛、内務省地方局長・大蔵省主税局長の通牒によって漸く新しい道が開かれた⁴³。

「鉄道業ヲ除ク外営業税法第十五条第二項ニ 依リ他市長村ノ在ル店舗其ノ他ノ営業場ニ於テ 其ノ税金ノ合算賦課セラレルトキハ同市町村ニ テハ其ノ店舗若クハ其他ノ営業場アルニ拘ハラ ス之カ付加税ヲ賦課スルコトヲ得サルコト従来 ノ取扱例ニ有シ候処今般内務大蔵両省協議ノ上 左記ノ通リ変更相成候

- 一、本税納付地ノ市町村ニ於テ付加税ヲ賦課 セントスルトキハ他市町村ニ在ル店舗其 ノ他営業場ニ於ケル営業ハ之ヲ控除スへ キコト
- 二、店舗其ノ他営業場ノ存在スル市町村ハ本 税ヲ納ムル市町村同様其ノ店舗其他ノ営 業上ニ限リ付加税ヲ賦課スルコトヲ得へ キコト|

この通牒によって国税営業税付加税の賦課に関する市町村間での課税調整をする道が開かれ

た。歩合協定を定めた1911年 9 月の勅令241号は 44 、この内容を取り入れた同年 4 月の市制 (120条)、町村制 (100条) の改正を受けて発令 されたものであった 45 。

4 背景

当該問題は、課税の権能を有する国及び地方 団体相互間における課税権の抵触の問題である が、行政訴訟以前にもすでに「二重課税」は発 生していた。例えばケースIの場合の原告三井 銀行の陳述には「従来各地営業場所在地ノ市町 村ハ各自ノ都合ニ依リ市町村制第九十三条ニ基 キ原告ノ営業ニ対シ課税スルモノアリ現ニ赤間 關市小樽区函館区大阪市ノ如キハ課税セリ原告 ハ該市区内ニ営業場ヲ有シ而シテ市制第九十三 条及北海道区制第八十三条(八十四条?—引用 者) ノ規定アルカ故ニ重税ニアラサル限リハ之 ヲ拒否スルノ理由ナク東京市ニ対シテモ亦同様 納税ノ義務アルヘキハ之ヲ信ス」とある。ここ から伺えることは支店所在地の市町村が「各自 ノ都合ニ依リ…原告ノ営業ニ対シ課税」したも のが「重税」でない限り三井銀行支店に賦課さ れる付加税を負担してきた。しかし、支店での 賦課が年とともに次第に重くなり、また新たな 課税が発生したら「二重課税」を放置したまま でいられるのか。当該問題はその問題とのかか わりがある。即ちこれらの背景には特に都市部 などでの市街化の進展に伴う経費の膨張などが 密接に関係していた。

先に触れた1900年4月16日地方長官宛の大蔵 省主税局長・内務省地方局長の通牒は、その事 実を認めたうえでの通牒であった。

営業税法15条2項により他市町村においてその税金(本税)を合算賦課した場合は、自市町村は店舗や営業場があるにもかかわらず「之レカ付加税ヲ賦課スルヲ得サルニ付特別税ヲ新設シテ自市町村内ニ於ケル営業ニ対シ之ヲ賦課セントスルモノ及国税営業税ニ対シ市町村ニ於テ制限超過ノ付加税ヲ賦課セントスルモノニ関シテハ負荷過重ノ嫌有之従来可成許可セラレサルコトニ決定相成居候得共翻テ市町村経済ノ状況

ヲ観ルニ其経費ハ時運ノ発達ニ促サレ逐年膨張 シ来ルニ拘ハラス財源ノ増加ハ之ニ伴ハサルカ 為メ往々之レカ供給ニ苦シムモノ有之哉ニ被認 候之等ノ市町村ニ対シテハ適当ノ範囲ニ於テ財 源ノ拡充ヲ図ルハ目下緊急ノ事ト被存候」⁴⁶。

この通牒は、日清戦後の市町村の経費増加に 対処するための措置であったが、以下、その経 費膨張の例を東京市区部を中心に具体的にみて おこう。東京市区の特別税は、市制が制定され た1888年に勅令による東京市区改正条例によっ て定められ、市税と税法を異にする特別税が市 と同一の地域に賦課されていた。当初は市区の 営業、防火、衛生、通運等の市区改正のための 財源として設けられたものであった。特別税の 中に営業税(地方営業税の10分の4以内)が含 まれていたが、商工業の保護育成という観点か ら除かれていた。

その後、道路、橋梁、港湾、上下水道、公園など東京市の都市的施設の拡張充実が求められるようになると財源が必要とされ、1902年の市区改正条例の改正(同3月法律第28号)及び勅令165号(同6月)により、特別税として国税営業税付加税が新たに追加された(国税営業税の10分の4以内)。これによって清酒税に代わり市区改正特別税中もっとも有力な財源が加わった。

これは道路などの都市インフラの拡大充実のために1902年改正の際、従来は市区改正のため特別税及び基本財産で賄う収入合計が30万円から50万円であったものを50万から100万円に引き上げたことにともなう措置であった(毎年度雑収入、前年度繰越金は除く)。その財源に期待されていたので国税営業税付加税の賦課は市区にとっては大きな関心事であった。1903年度には5税目中、最大の収入を上げる市区改正特別税となった⁴⁷。

国税営業税付加税は、もちろん府県、市町村、 東京市や大阪市、京都市の区の外、郡部にも存 在する財源であり、独立税ではなく主に付加税 に依存していた地方財源にあっては貴重な税で あったことは疑いない。例えば東京市の普通市 税に占める税収の割合は、主要税である家屋税 付加税を除けば所得税付加税を上回る年も多 く、1908年からの不動産取得税を除けば特別税 (取引所税、電柱税、瓦斯管税、船車税)の合 計を凌駕していた。また東京市の区(15区)の 歳出総額は市の歳出を上回る規模で膨張してお り、区の税収中、1901年から1912年2月の「区 に属する市税賦課制限」により国税営業税付加 税が廃止された時期の期間、市税と同様、所得 税付加税を上回っていた⁴⁸。

東京市、同区の歳出の中心を占めたのが、市においては教育費、土木費であり、前者は小学校増設費など、後者は橋梁工事費、下水工事費、道路改築費などである。区では教育費(小学校建設管理費)であり全体の8~9割を占めていた。いずれも都市化の進展に伴う就学児童数の増大や都市インフラの整備に対応するためだった49。

同様な事情は大阪にも共通していた。大阪市 は、市制施行以来、当該時期は4区制であり他 に学区制がひかれて市立の学校、幼稚園の費用 はすべて学区で支弁されていた。租税負担とし ては国税の他、大阪府税、市税、区費負担があ り、それぞれに国税付加税が加わっているが中 でも大阪市税としての国税営業税付加税は所得 税付加税とともに重要な位置を占めていた⁵⁰。 歳出面は普通経費と特別経費に区分されるが、 歳出全体の6割から8割を占める特別経費の財 源は主に公債によって支弁され、それに伴う公 債費の増大を別にすれば港湾、上水道、電気軌 道などの経費が中心である。また、普通経費で は府への納付金である雑費が激増し、その3割 以上から5割以上占めた時期もあり、従って各 経費の割合にはかなりの変動がみられるが、伝 染病(ペスト)対策費である衛生費を除けばや はり土木費が多い。内容は道路費、新運河開鑿 工事費などであり特別経費での支出と相まっ て、都市基盤整備のための経費が主なるもので ある。

以上のように、東京、大阪の特に市部での都市インフラ整備費を中心とした経費の膨張に応えるべく、伸張性のある税財源を確保する上で所得税付加税とともに、あるいはそれを上回って国税営業税付加税は重要な財源となっていた。ここに行政訴訟において東京市が頑なにまで国税営業税納付地のみの付加税賦課にこだわった理由の一端があった。

東京市の立場からすると、市外に本店があり 本店で国税営業税を納税している銀行の支店が 東京市にある場合は、東京市は当税の営業税付 加税を支店に賦課できないことになる。

もっとも、市にとって、支店ごとに国税営業税付加税を徴収するか⁵¹、東京市区内に本店があった三井銀行(日本橋区新右衛門町)、安田銀行(同区小舟町)、日本銀行(同区本両替町)などの大規模銀行が納税する国税営業税全額に付加税を賦課して徴収する方が税収上有利であるかどうか、その比較を行った結果選択したかどうかは不明であるが、東京市方式の方が課税が容易であることは明らかである。

ただし、従来は本店が多く存在する東京のような都市では府県税営業税の税収は比較的に多かったが(それに伴って府県税営業税付加税としての東京市税などの税収も比較的に多かったが)、国税営業税の創設により24業種が国税化され東京府はその国税営業税に10分の2以内の付加税を賦課する事になった(営業税法36条)。またこれに伴って東京市は国税営業税付加税(新設に伴う純増、本税の10分の4以内(1902年6月勅令165号))、府税営業税付加税(府税営業税が縮小することによる減少)が変化することになったので、トータルで見た場合、地方税全体(府税、市町村税の全体)がかなり変動したことは否定できない。

おわりに

以上、行政裁判所の裁決の内容を検討してみると、国税営業税付加税問題についての次のような評価も誇張したものではないことが分かる。

「愈々出て愈々奇なる、営業税付加税問題なり、曩きに合名会社三井銀行対東京府の訴件、一度ひ行政裁判所に決せられ天下の耳目を惹きたるに次て今や亦た同一の事件は東京市に於て裁決せられ、而して其の結果は再ひ行政裁判所に現れんとす、訴願又訴訟、衝突又衝突、極まりなきものは此の問題なり奇なりと謂ふへし」52

しかし、繰り返された訴訟のなかから問題点が少しずつ明らかになり、それが1904年5月の地方長官宛、内務省地方局長・大蔵省主税局長の通牒、歩合協定を定めた1911年9月の勅令241号につながった。だがこれらの通牒や勅令による歩合協定によって勿論すべてが解決できたわけではない。本税納付地以外の店舗、営業場所在地の市町村の付加税課税権が漸く認められたにしろ、当該市町村長は関係市町村長と協議の上、分別して納税していると見做す本税の歩合を具体的に定めなければならない厄介な問題が残っていた。歩合協定を定めた1911年の勅令241号の具体的適用については模索が続いていた。

たとえば、後の1916年10月に仙台市で開催された第16回各市区連合協議会(後の全国市長会)において、「一市区町村以上二渉ル営業税所得税付加税分割協定二関スル各種ノ御取扱振詳細承リタシ」との問合せが盛岡市から提出されている⁵³。59出席市区(内、北海道4区、沖縄1区を含む)のうち8割の48市区からの回答が寄せられているが、ごく簡単なものからかなり詳細なものまで内容は様々であり、直接関係するところをみると、一般的に資本金は共通しているので建物賃貸価格、従業者数によってそれを按分し各事業所の税額を算定する方法が多い。

そのなかで、愛媛松山市からの詳しい回答のなかに、五十二銀行に関する歩合協定の具体例がある(表6)。

「明治四十四年勅令第241号ニ基キ株式会社五十二銀行大正四年度営業税関係市町村ノ歩合別 紙ノ通リ相定メ度候条六月十日迄何分ノ御答相 成度此段及御協議候也

大正四年六月三日 松山市長 長井 政光 追テ左記標準ニ依リ例ノ通リ算出セシモノニ 付御了知ノ上何分ノ御答相成度若シ六月十日迄 ニ御答無之向ハ本市提案ニ御同意相成候モノト シテ取扱可致而シテ六月一五日迄ニ本市ヨリ何 等照会ヲ為サ々"ルトキハ同日ヲ以テ協定済ト シテ御取扱相成度申添候也」

関係市町村長の協議によって本税額の歩合を 決定する規定により、五十二銀行の本店所在地 の松山市の市長と支店所在地の今治町、三津浜 町、郡中町、砥部町、西条町の各町長及び出張 所所在地の長が合議して歩合を決めた形をとっ ている。しかし、文面からも分かるように実際 は本店所在地の松山市の取り纏め、主導によっ て行われているが、本店からの銀行業務の情報 を得やすい立場にあると思われるので現実的な 方法であろう⁵⁴。

表から指摘できる主な留意点は以下の3点である。

- ① 歩合協定が存在しなければ国税営業税の全額1万円余に対する付加税が松山市に帰属したのであるが、歩合協定により5支店、4出張所などの所在地に歩合に応じて本税が配分されたので、その結果、松山市の付加税の本税は、半分以下の46%に減少した。一方、各町村は松山市と同様に配分された本税に対して、100分の15以内の付加税賦課が可能となった(1910年3月法律第27号)。
- ② 課税標準の中では、資本金の占める位置が 圧倒的である。資本金に対する国税営業税 額が全体の94%に達している。
- ③ 「資本金ニ対スル営業税額」は「前年毎月 末貸付及預り金残高」に対するものである。 この資本金については、資本金額を各支店に 分割することは出来ないので、すでに触れてき たように営業税法15条2項の「資本ヲ区分セサ ルモノハ合算シテ之を課税ス」がある限り、資 本金を他のものに読み替えて分別するしかな い。松山市の歩合協定では、上述のように資本

金を「前年毎月末貸付及預リ金残高」と解釈し

(表6) 1 松山市長による五十二銀行営業税歩合協定案(1)

(単位) 円、人

店名	前年毎月末貸付 及び預り金残高	建物賃貸価格	従業者
本店	45,970,150	1,176	47
今治支店	21,700,098	1,128	16
三津浜支店	10,304,946	1,476	9
高浜派出所	316,460	46	2
郡中支店	5,907,100	462	9
松前出張所	1,001,458	44	1
上灘出張所	699,589	96	1
砥部支店	2,773,667	210	5
森松出張所	2,128,991	438	4
西条支店	7,315,782	132	7
計	98,118,241 (98,198,241)	5,208	101

(表6) 2 松山市長による五十二銀行営業税歩合協定案(2)

(単位) 円

				(単位) 円
店名	資本金に対する 営業税額	建物賃貸価格に対する 営業税額	従業者に対する 営業税額	計
本店	4,506	82	94	4,682
今治支店	2,126	78	32	2,236
三津浜支店	1,010	103	18	1,131
高浜派出所	31	3	4	38
郡中支店	579	32	18	629
松前出張所	106	3	2	111
上灘出張所	68	6	2	76
砥部支店	271	14	10	295
森松出張所	208	30	8	246
西条支店	717	9	14	740
計	9,622	360	202	10,184
10,191円71銭		1915年	五十二銀行営業税	年税
	9,625円15銭	資本金ノ分		
内	364円56銭	建物賃貸価格ノ分		
	202円	従業者ノ分		

- (注1) 最下段の括弧内の金額は原資料の金額。
- (注2) 表内の金額は円未満切り捨てたため欄外の金額と一致しない部分がある。 (注3) 建物賃貸価格に対する税額(7%)、従業者に対する税額(1人、2円)は一致するが資本金額に 対する税額(0.45%)は一致しない。しかし、原資料のママとしてある。

仙台市役所『第16回各市区連合協議会議事録』大正6年6月より作成

ているが、他の市では銀行業の「資本金額ハ収 入金額ノ比例ニヨ依リ」按分する(大阪市)、「資 本金ノ如キハ之ヲ固定資本若クハ収入金ノ比例 ニ依リ分割ノ上各関係市町村ノ歩合ヲ算定スル ヲ常ト」する (京都市)、「資本金毎年十二月末 日現在貸付金預金ヲ以テ分割」する(長岡市)、

「資本金ハ資産及預金ヲ標準トス」る(岐阜市) などがある。

大阪市の「収入金額ノ比例」、京都市の「固 定資本」、岐阜市の「資産」などが具体的に何 を意味したものか明らかではないが、いずれに しろ大きな比重を占める課税標準としての資本 金が応益課税にふさわしい内容のものであるか に関係する。その意味では第2章での銀行業の 課税標準をめぐる議論にも直接繋がっていた。

1911年勅令241号では、歩合協定が進まない場合には、郡長、府県知事、内務大臣及び大蔵大臣によって定められることになっているが、第一次的には関係市町村長間の協議により歩合を定める規定になっている。その意味では市町村間の自主性に任せることになっていた。地方自治の建前から言えば好ましいとも考えられるが、しかし現実的には上述の盛岡市からの問い合わせから窺えるように、その具体的方法については様々であるから市町村の現場では混乱が生じていたことは疑いない。

事実、仙台市の第16回協議会では、津市から 「関係市町村長カ本税額ノ歩合ヲ協定スヘキ場 合ニ於ケル協定ノ期限並ニ準拠スヘキ具体的標 準ヲ制定セラレンコトヲ其筋ニ建議セントス」 するの案が提出され可決されている⁵⁵。1911年 勅令241号の規定は不十分であり、このため相 互の意思に疎隔が生じ、徒に往復交渉を重ねて 付加税の遅延につながることが屡々生じてい る。その原因は協定の期限、具体的な標準が決 められていないからだとする。松本市からは、 政府に具体的標準、適当な分割基準を決めても らう方が簡単である、との意見も出ていた。協 議会での議論とは別に、協定課税の欠点を是正 するためには、「賦課歩合協定に関する一定の 標準を内務省及大蔵省より各府県に通牒せられ たきこと」を提言している岡山県の実務担当者 もいた⁵⁶。

この提言は、以下のような協定課税の実態に基づくものであった。①賦課歩合の内容を照会しても他府県市町村が回答しない ②たとえ回答があったとしても意見を異にし容易に課税するに至らない ③数府県市町村に関係する件については、いずれの府県市町村もあまり乗り気ではなく、その為放任され調査が不十分であることが見受けられる ④同一課税物件に対し府県市町村の課税方法が異なる結果、課税が著し

く不公平になることがある、などであった。各 府県市町村間の自主的な協議、決定の難しさが 指摘されている。

すでに『東京経済雑誌』が、第2章のケース Iで取り上げた行政訴訟裁判の判決について、 「判決は蓋し市制の精神に適合せる正当の判決 なるべし」と評価しつつも「唯々本店と支店と の営業税を区分するは困難なるべきを以て、之 に市税を付加する所の主税の正確を知ると能は ざるの不便あるべし」⁵⁷と指摘した点が判決後 も長く残ったままであった。

1926年3月公布された営業収益税法では、資本金など外形標準を課税標準としていた営業税法と異なり、営業の純益金を課税標準とする課税に変わったが、各地にある営業に対する営業収益税付加税の賦課については以前と同じく歩合協議方式が続いた。すなわち、同年6月の勅令201号により新たに「市制町村制施行令」が公布され、第40条に歩合協議による市町村税の賦課徴収が規定されたのである⁵⁸。

営業税、営業収益税の課税の根拠が応益原則によるものである以上、その外形標準基準の分割基準には営業の規模や活動量を的確に表し、税務執行上も単純にして明確であることが必要とされるが、営業税が1947年道府県の独立税となり、地方に移譲され(市町村は付加税)、翌年事業税に改正されたのち、1951年、地方税法が改正され法人事業税に分割基準が導入されるまで試行錯誤が続いたのである59。三井銀行の提訴から半世紀ほど後のことであった。

市町村間の二重課税問題から始まる営業税付加税問題は、もちろん国税営業税の納税義務者で事業を広域的に展開している事業者に共通する問題であるから銀行業にのみが関わった問題ではない⁶⁰。しかし営業税法が施行された後の20世紀に入った早い時期に、当該問題が行政訴訟事件として表面化したのは銀行業、特に三井銀行、安田銀行などの大規模な銀行の訴願からであった。その後の市町村間の課税権の調整、歩合協定の成立にも影響を及ぼした先駆的な事

例であったと言えよう。それはまた経済の発展 による銀行業の事業展開に伴って生じた問題で あり、銀行業が地域経済での重みを増してゆく 一側面を反映していた。

(注)

- 1 江口圭一『都市小ブルジョア運動史の研究』未 来社、1976年。この先駆的研究に対して、近年、 営業税廃税運動という制度変革の要求が実現す るまでの過程の中から、経済的問題がどのよう な政治過程を通じて解決されるか、その背景に ある政治経済構造を含めて明らかにする意図を もった、石井裕晶『制度変革の政治経済過程』 早稲田大学出版部、2014年4月がある。
- 2 税務大学校税務情報センター租税史料室『営業 税関係史料集』平成25年3月には営業税反対運 動の動向や税務当局の対応などの資料が採録さ れている。
- 3 営業税の税率は、「課税標準ノ或ル単位ニ対スル収益ノ割合ヲ測定シテ定メタルモノニシテ課税標準ノ種類ニ依リ其ノ税率異ナレリト雖各業ノ収益ニ対スル税金ノ割合ハ常ニ同一ニ帰セシメルコトヲ理想トシテ定メタルモノナリ」。大蔵省主税局『税制調査委員会書類』1923年、328ページ。
- 4 国税営業税の課税標準に選択されたものは、その外形標準が収益を表現するものとして相応しいものであっても、この建物賃貸価格を適切に評価できるかどうかは別問題である。その評価には裁量性が付きまとっていた。尚、営業税法には第18条、28条においてこの評価の仕方、異議の申立てについての条項がある。国税営業税導入当時(あるいはそれ以前から)から建物賃貸価格の適正価格の評価の難しさについて認識されていた。「営業税法案説明」第17条、前掲『営業税関係史料集』、128—129ページ。
- 5 ただし、課税当局も建物賃貸価格と共に資本金 額についても営業者の申告が不相当と認めた場 合の処理について営業税法第17条、第26条で定 め、第34条では届け出がない場合や虚偽の届け

- 出をした場合などの罰則も定めていたから、資 本金の把握にも注意していた。
- 6 高寄昇三は、府県の営業税課税方式を、1 資産方式 2 資本金方式 3 年商方式 4 益金方式の4つのタイプに纏めている。4の益金方式(神奈川県の銀行等に対する収益課税方式に代表されたタイプ)を除けば、取引高、売上高、不動産規模・価格、資本金などの外形標準課税が中心である。時期的には三新法制定から明治20年代初頭のまでの課税方式を中心に検討したものであるが、基本的には国税営業税が誕生するまでも当てはまるタイプであったと考えられる。高寄昇三『明治地方財政史』第2巻、勁草書房、2002年1月、205—208ページ。
- 7 『松尾家文書』、前掲『営業税関係史料集』104 ~121ページ、尚、この文書については、同書 の牛米務の解題を参照。
- 8 「第9回帝国議会貴族院営業税法案特別委員会 速記録第二号」(明治29年3月14日)。外形標準 課税の採用については、「収益を測定する方法 として、フランスなどで行われていた方法にな らって、いわゆる外形標準―中略―をもって標 準とした物的収益税が採用された」とする見方 や(大蔵省百年史編集室『大蔵省百年史』上巻、 昭和44年10月、173ページ)、「明治29年営業税 法を明治20年代初頭の営業税法案と比較する と、課税標準を外形標準とする点は基本的に同 じである」などの指摘がある。牛米務「営業税 と徴収機構」『税務大学校論叢』48号、2005年 6月、426ページ。
- 9 疑念を表明した名村泰藏の質問の要旨は「銀行 ナリ保険ナリ是ガ損益ガアッテ更ニ配当スルコ トガ出来ナイト云フ場合ニ於テハ此資本金額千 分ノニヲ課税スルト云フノハ甚ダ酷デハアルマ イカ」。答えたのは政府委員(目賀田種太郎)。 「貴族院営業税法案特別委員会速記録第一号」 明治29年3月13日。
- 10 帝国議会において、「「資本金額ノ算定方法ニ勅 令ヲ以テ之ヲ定ム」トアリマスガ此資本金額算 定方法ノミヲ勅令ニ委ネテアルト云フノハドウ

云フ訳デアリマスカ是モ自カラ法律ニ掲ゲテ宜カラウト思ヒマスガ」との的を得た質問(鍋島直彬)に対し、政府委員(目賀田種太郎)は「十六条ノ末項ノコトハ誠ニ鄭重ニ出デタノミニ過ギナイノデゴザイマス…資本金額ナルモノハ…会社ノ種類ニ依ッテ色々違フ…一準ニハ出来ナイカラ濫ニシナイタメニ勅令ヲ以テ之ヲ定メル方ガ宜カラウト云フノデ別ニタイシタ意味ハアリマセヌ」と応じ正面から回答していなかった。前掲「貴族院営業税法案特別委員会速記録第一号」明治29年3月13日。

制限されたものであるとはいえ、明治憲法下の立憲的条項として租税法律主義が掲げられることがあるが (62、64、65条など)、この「十六条ノ末項」は、勅令により帝国議会の協賛を必要とせず天皇の大権によって発せられる命令であるから、それに反するものであろう。後に触れるように、この項に関係する様々な議論、特に銀行業の課税標準である資本金額の内容について「甲論乙駁頗ル熾ナリ」と評された議論が展開されることになる。

- 11 税法審査委員会、税法整理案審査会の開催時期、 目的、委員構成などについては、拙稿「日露戦 後の所得税改革―1913年所得税制改正の意義 ―」『地方金融史研究』49号、2018年5月、第 1章を参照。
- 12 『税法審査委員会審査報告』第3章営業税。特 に186—189ページ、199—201ページ。『明治大 正財政史』第7巻、24—33ページ。
- 13 『税法整理案審査会審査要録』第3章営業税、 特に、107-108ページ、120-129ページ、前掲 『明治大正財政史』第7巻、34-36ページ。
- 14 『税法整理案審査会議事速記録』、以下『速記録』 と略記。
- 15 税法審査委員会による営業税法中改正法律案には17条2項として以下の条文が挿入された。

「課税標準ト為スペキ資本金額ハ金銭貸付業 及物品貸付業ヲ除クノ外左ノ区別ニ依リ之ヲ算 定ス

一 会社ノ資本金額ハ前年中各月末ニ於ケル出資

金額、払込株式金額、各種ノ積立金額、其ノ他積立金ノ性質ヲ有スル資産金額、社債金額及借入金額ノ月割平均額ニ依ル但シ銀行業ヲ営ム会社ノ資本金額ニハ前年中各月末ニ於ケル預金ノ四分ノ三ノ月割平均額ヲ加算シ保険業ヲ営ム会社ノ保険責任準備金ハ資本金額ヨリ之ヲ除算ス

- 二 個人ノ資本金額ハ他ヨリ借入シタルト否トヲ 問ハス前年中各月末ニ於ケル固定資本及運転 資本ノ月割平均額ニ依ル但シ固定資本ハ直接 ニ営業ノ用ニ供スル土地、建物、築造物、船 舶、器具、器械ノ見積価格ヲ以テ之ヲ計算ス …以下略
- 16 前掲『明治大正財政史』第7巻、50-51ページ。
- 17 「個人銀行課税励行中止」『銀行通信録』48巻 289号、明治42年11月15日。

この記事によると、この改正の契機となったのは税務監督局長会議である。法文と異なる特別の扱いに疑義が生じ、決められた規定を励行すべきとの意見により調査を進めたところ、法文通りに執行すると個人銀行の負担が5倍から8倍に増えることが分かり、不権衡を是正するために営業税法施行規則が改正された。徴税機関として法令順守は当然の義務であるから取り扱い上で手心を加える事ができないことは当然であった。

- 18 「第30回帝国議会衆議院営業税法中改正法律案 外1件委員会議録(速記)第2回」大正2年3 月17日。
- 19 前掲、拙稿「日露戦後の所得税改正」『地方金融史研究』49号。
- 20 『東京都財政史』上巻、昭和44年、371-372ページ。『東京市税制(一)東京市財政史稿第八輯』昭和17年1月、105—108ページ。なお、翌年、1898年にも同様の特別税が市会に提案されたが、その中には取引所税(純益1,000分の3の年税)はあるが銀行税は含まれていない。この特別税案は議会は通過したが政府によって不許可になった。
- 21 『銀行通信録』145号、明治30年12月。

- 22 「東京市特別税賦課ノ件ニ付意見」『東京商業会 議所月報』64号、1897年12月。
- 23 これに対し、所得税付加税の増率は収入方増加 の一方法として考えられるが、営業税付加税は、 課税標準、徴収方法など営業税法そのものが不 完全であり、必要とされる財源を少数市民に求 めることは不可であるとする論説もあった。例 えば、「東京市の営業税付加税に対する意見」『東 京経済雑誌』第920号、明治31年11月26日。
- 24 東京銀行集会所会長渋沢栄一から東京市参事会 東京府知事宛「銀行税設定を不可とする義に付 開申(別紙意見書)」『銀行通信録』145号、明 治30年12月。「特別市税賦課規則中銀行税設定 ヲ非トスル意見書」、前掲『東京商業会議所月報』 64号。
- 25 行政裁判所については、和田英夫「行政裁判」 (鵜飼信成等編『講座日本近代法発達史』第3巻、 勁草書房、1958年5月)、行政裁判所編『行政 裁判所五十年史』文生書院(復刻版)、平成4 年11月、を参照。尚、和田英夫によれば、行政 判例は、税法関係が行政訴訟(手続)関係、地 方制度関係と並んで特に多かった。同書、125 ページ。『行政裁判所五十年史』63ページも参照。
- 26 「東京市所得税付加税の訴願」『銀行通信録』第 30巻176号、明治33年7月15日。「所得税付加税 問題の決定」同、第32巻190号、明治34年8月 15日。通牒の内容は「市制94条に依る付加市税 賦課方法は従来本市に本店を有する営業者に限 り其総収入を標準として賦課徴収し来るも本年 度より其方法を変更し各営業者をして本支店間 の収入を分割届出しめ又は各税務署へ照査の方 法等に依り本市外に於ける収入を控除せしもの に対し市税賦課相成度之と同時に本市に支店の みを有する営業者に対しても支店の収入に対して市税賦課相成度市参事会の議決を経此段及通 牒候也」。
- 27 この事例に関しては前掲『東京都財政史』(上巻)、453ページ、『東京市税制[二]東京市財政 史稿第十輯』昭和17年6月、35—36ページ、に も簡単な紹介がある。

- 28 行政訴訟の出典は行政裁判所蔵版『行政裁判所 判決録』(14) — (22)、文生書院復刻版、によ る。尚、以下に行政訴訟に直接関係する条文を あらかじめ記しておく。
 - *市制第90条「市税トシテ賦課スルコトヲ得可 キ目左ノ如シ 一国税府県税ノ付加税 二直 接又ハ間接ノ特別税

付加税ハ直接ノ国税又ハ府県税ニ付加シ均一 ノ税率ヲ以テ市ノ全部ヨリ徴収スルヲ常例トス 特別税ハ付加税ノ外別ニ市限リ税目ヲ起シテ課 税スルコト要スルトキ賦課徴収スルモノトス」

- *市制第93条「市内ニ住居ヲ構ヘス又ハ三箇月 以上滞在スルコトナシト雖モ市内ニ土地家屋 ヲ所有シ又ハ営業ヲ為ス者(店舗ヲ定メサル 行商ヲ除ク)ハ其土地家屋営業若クハ其所得 ニ対テ賦課スル市税ヲ納ムルモノトス其法人 タルトキモ亦同シ但郵便電信及官設鉄道ノ業 ハ此限ニ在ラス」
- *市制94条「所得税ニ付加税ヲ賦課シ及市ニ於 テ特別ニ所得税ヲ賦課セントスルトキハ納税 者ノ市外ニ於ケル所有ノ土地家屋又ハ営業 (店舗ヲ定メサル行商ヲ除ク) ヨリ収入スル 所得ハ之ヲ控除ス可キモノトス|
- *市制95条「数市町村ニ住居ヲ構へ又ハ滞在スル者ニ前条ノ市税ヲ賦課スルトキハ其所得ヲ各市町村ニ平分シ其一部分ニノミ課税ス可シ但土地家屋又ハ営業ヨリ収入スル所得ハ此限ニ在ラス」
- *市制105条「市税ノ賦課及市ノ造営物、市有 財産並其所得ヲ使用スル権利ニ関スル訴願ハ 市参事会之ヲ裁決ス但民法上ノ権利ニ係ルモ ノハ此限ニ在ラス

前項ノ裁決ニ不服アル者ハ府参事会ニ訴願シ 其府参事会ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ 出訴スルコトヲ得

本条ノ訴願及訴訟ノ為メニ其処分ノ執行ヲ停 止スルコトヲ得ス

*営業税法第15条「物品販売業、土木請負業、 労力請負業、席貸業、旅人宿業、料理店業、 公ナル周旋業、代弁業、仲立業、仲買業ハ各 店舗其ノ他ノ営業場毎ニ営業税ヲ課ス

前項ニ掲ケサル営業(銀行業等―引用者)ニシテ店舗其ノ他ノ営業場数箇所アルトキ其ノ資本ヲ区分シタルモノハ各別ニ営業税ヲ課ス其ノ資本ヲ区分セサルモノハ合算シテ之ヲ課ス」

- *府県制108条「一府県以上二渉リ営業所ヲ定 メテ営業ヲ為シ且其ノ本税ヲ分別シテ納メサ ル者ニ対シ関係府県ニ於テ営業税ノ付加税ヲ 賦課スルトキハ関係府県知事協議ノ上其ノ歩 合ヲ定メ内務大臣及大蔵大臣ノ許可ヲ受クヘ シ若協議調ハサルトキハ内務大臣及大蔵大臣 之ヲ定ム|
- 29 三井銀行が市参事会に訴願したのは1901年9月であり、市参事会は同年11月に裁決しているが、三井側はそれに納得せず翌年1月に再び市参事会に訴願しその裁決が出たのが4月5日であった。つまり訴願は市参事会、府参事会、1回限りで行われたわけではなく途中で繰り返されることもあった。尚、1901年11月の1回目の市参事会(東京市長)裁決の全文は「営業税付加税に対する訴願裁決」(『銀行通信録』32巻194号、明治34年12月15日)、また、1902年7月の府参事会の裁決も一部省略もあるがほぼ全文が『銀行通信録』34巻202号、明治35年8月15日、に掲載されている。銀行業界にとってこの訴訟は大きな関心事であった。
- 30 注28にあるように、市制105条第2項には、「本 条ノ訴願及訴訟ノ為メニ其処分ノ執行ヲ停止ス ルコトヲ得ス」とあるので、原告としては出来 る限り早く結審を得たいという誘因が働いてい たとしても不思議ではない。
- 31 1898年6月に東京市などの市制特例制が廃止された以降は、市参事会は市長(従来は府知事が兼任)、助役(従来は府の官吏が兼任)、名誉職参事会員(12名、のち市会議員の中から選ばれる)よりなり、その権限と事務は極めて広汎なものであった。市政は市参事会の合議制により運営され、市参事会が市の統括者、行政事務の責任者であり、市長は事務の指揮監督にあたるものとされた。前掲『東京都財政史』(上巻)、

427ページ。

32 訴願の内容は以下のごとし。安田銀行は1901年 度前半期以降、1902年前半期に至る国税営業税 市税付加及び区費営業税割を、合算して賦課さ れ本店が納付した国税営業税に付加して本店所 在地の東京市に納めた。しかし1901年度前半期 以来、同行秋田支店、米沢支店は秋田市、米沢 市から国税営業税市税付加税が賦課され、その 他の支店もそれぞれ市税町税営業割が課税され ていた。安田銀行はこれは同一の営業に対する 二重課税であり不当であるとし、1902年度前半 期国税営業税市税付加として964円余、区費営 業税割241円余の賦課を取り消し、東京市内の 営業のみに対して課税すべきとの裁決を要求し たものである。「数市町村に亘る営業税市税付 加税賦課の件」『自治機関』38号、明治36年3 月5日。

この訴願から分かることは、当時、福島県信 夫郡福島町ほか12か所の安田銀行支店は所在地 から付加税が付加されていたこと、しかし訴願 の対象になったのは1902年前半期の賦課につい てであり、それ以前は二重課税を甘受していた とみられる。

- 33 当該訴訟を取り上げたものに、中西啓太「明治中後期における企業進出と市町村税問題」『社会経済史学』81巻1号、2015年5月、がある。当論文は、市町村による企業への課税問題が地方行政機構における横への分析に繋がることを強調し、その持つ意味を検討することは行政区画を越える問題への対処という横の分析を通して、近代日本の地方制度を理解する意味でも極めて重要だとする。具体的な事例を複数取り上げて市町村間の税の分割と調整を検討し、従来指摘されてきた官治的な地方行政機構の縦への関係の分析に加えた新しいアプローチを主張している。
- 34 「百三十銀行の建議書」『大阪銀行通信録』62号、 明治35年12月。以下、当該問題に関する記事に ついては、同 63号、明治36年1月、『銀行通 信録』35巻207号、明治36年1月15日、同、35

巻208号、明治36年2月15日を参照。

- 35 因みに11月21日の行政裁判所宣告記事が『大阪 銀行通信録』に掲載されたのは、明治35年12月 (25日)発行の62号においてであった。
- 36 「所得税付加税及び営業税届出に関する調査委 員の報告」『大阪銀行通信録』63号、明治36年 1月。
- 37 「営業税付加税の分割」『銀行通信録』36巻214号、 明治36年8月15日。
- 38 前掲『自治機関』44号、明治36年9月5日、同 45号、明治36年10月5日、によれば、そもそも この400円余の返還にしても判決後、約1年間、 執行されず三井銀行は市参事会にしばしば執行 を促した結果、東京市は銀行に分割標準を届出 させ、その分割標準(本支店の建物賃貸価格、 従業者数)のみに対して「僅に四百余円に過ぎ ざるを以て予備費より支出することとし以て市 会の議を経へしと謂ふ」とある。

尚、のちにおいても東京市は、「本支店間ニ 資本ヲ区分セサル法人ハ仮令本店所在地ニ於テ 営業税又ハ所得税全部ニ対スル付加税ヲ納付シ タル場合ト雖モ之ヲ以テ支店所在地ノ町村ニ於 ケル付加税ノ賦課ヲ拒ム理由ト為スヲ得ス」と 宣告していた。「本支店間ノ付加税納付割合」 明治39年第72号、同41年2月28日宣告、東京市 財務局収納課編『稅務事務提要』昭和11年4月、 420ページ。この時点において、東京市は、こ の宣告によって納税者側に二重課税を強いてい たことになるがその意図や真意は不明である。

- 39 前掲『『行政裁判所五十年史』 268ページ。
- 40 前掲『自治機関』23号、明治34年12月5日、4ページ。
- 41 自治庁『地方税制度資料』第1巻、昭和32年、 354-355ページ。
- 42 「北海道区制改正ノ件」、同前『地方税制度資料』、332—333ページ。
- 43 「営業税ノ付加税ヲ賦課シ得ル場合ノ件依命通 牒」、同『地方税制度資料』、403ページ。なお この通牒から窺えることは、行政側は、この通 牒に至るまで、既に触れた1900年4月の地方長

官宛通牒と同様、営業税法15条2項は、ある市町村が本税を合算課税した場合、その他の市町村は本税の付加税を賦課することは出来ないと解釈していることである。実際の行政は、行政裁判所が裁決の際に幾度となく理由としている、15条2項の規定は「該税(国税営業税―引用者)ヲ徴収スル便宜ノ方法ニ過キサルモノ」とは解釈していなかったことが分かる。すなわち、その他の市町村が付加税を賦課するには飽くまでも本税を分割することが必要であるとしていた。

- 44 前掲『明治大正財政史』第7巻、1139—1140ページ。同前『地方税制度資料』、549—550ページ。 因みに、歩合協定が規定されたことによりすべてが解決したわけではないことは後に触れる 「市区連合協議会」での質疑応答からも明らかである。
- 45 市制、町村制の120条、100条の規定は後、1926 年6月24日勅令201号により市制町村制施行令 の40条から42条に同趣旨の規定が加わった。
- 46 前掲『地方税制度資料』、354ページ。
- 47 前掲『東京都財政史』、457ページ。 5 税目中、 1908年に 3 税目(家屋税、営業税、雑種税の各 府税付加税)が廃止されたので、残る 2 税のうち、収入額にあまり変化がなかった地租付加税 に比して国税営業税付加税の重要性が高まり 1908年以降のウエイトは市区改正特別税の60% 強を占めるに至った。同、499ページ。
- 48 同前、464、504—505ページ。東京市政調査会『東京市の区財政に関する調査』昭和3年、221—222ページ。因みに区歳入総計に占める区税のウエイトは1997年から1901年の5年間平均、1902年から1906年の5年間平均でそれぞれ24%、34%であり、授業料収入は1897年から1901年は33%であったが、1902年から1906年の5年間平均では22%であるから区税収入の方が10ポイント以上高かった。同『東京市の区財政に関する調査』190ページ。総収入中の区税の地位が高まり、区税中の国税営業税付加税の増加が益々重要視されていた。

49 社会基盤整備を急ぐ東京市の経費膨張により、 政府による制限の少ない東京市税の府税家屋税 付加税が急増したことによって市税、区税、町 村税間の市内外での負担格差が拡がり、そのこ とが家賃格差をもたらした。それが日露戦後の 東京市隣接町村での人口増加の背景にある、と する指摘も現実の税負担が与える影響を検討す る上で重要である。中川理「明治末期の東京に おける郊外移住と地方税負担の関連について」 『日本建築学会計画系論文報告集』(418号) 1990年12月。

なお明治末頃からの都市化に伴う郊外住宅地の発生に関連して、市町村ごとに異なる税負担が居住地の選択に与えた影響を取り扱った論稿がある。大阪における地方税負担と居住条件の関係を行政側の税負担軽減策などを含めて検討し、郊外住宅地の選択において地方税負担を単なる与件として考えるのではなく、税負担のあり様がその選択を左右することに繋がったのではないかとする、中川理「明治期の郊外住宅地形成における地方税負担について」『建築史学』10号、1988年。同様な視点に基づき、東京、京都、大阪などでの事例から「税負担と不動産に関わるからくり」を検討した、同『重税都市ーもうひとつの郊外住宅史―』住まいの図書館出版局、1990年12月、を参照。

- 50 『大阪市史』第4巻経済編下、昭和9年5月、 633ページ。大阪市の財政については、同書、 第9章参照。
- 51 支店数を正確に確認することは出来ないが、すでに全国のほぼ3分の1の府県の中ないし大銀行からの支店が東京に集中していた1887年に比べても1897年には東京への支店設置が続き、例えば大阪からは2店から6店、横浜からは1店から5店増加していた。しかし1907年には横浜から新たに4支店増加したのを含め全部で9店増えたに過ぎなかったという。吉津直樹「明治期・関東地方における銀行の立地過程」『人文地理』30巻5号、1978年。
- 52 前掲『自治機関』39号、明治36年4月5日、5

ページ。

- 53 仙台市『第拾六各市区連合協議会議事録』大正 6年6月、12—30ページ。尚、この時の協議会 に東京市は参加していないが、協定方法につい ての書類は協議会に送付していたことが奈良市 の回答から知ることができる。実際、奈良市か らの報告では、東京市方式に従って算出したも のが多かった、とある。
- 54 松山市の回答には、「五十二銀行所得税歩合協 定書」も添付されている。それによると9支店 出張所に協定に基づき所得税付加税の対象金額 が配分されているが、歩合については「例ニ依 リ総益金ニ按分シタルモノトス」のみ記載され ていて詳細は分からない。尚、五十二銀行に課 税される所得税額は合計4,773円であり、営業 税額合計10,191の47%である。
- 55 前掲『第拾六各市区連合協議会議事録』、73-74ページ。
- 56 外山福男『新地方税制の運用』良書普及会、昭和2年9月、267ページ。もっとも外山は、政府にすべての解決を委ねることを提言していたわけではない。歩合協定に関する一定の基準の下に、各府県市町村ともにできる限り協調して税率を同一にすること、できる限り国税については府県市町村別に本税を決定し、各府県市町村は直ちにそれに付加税を賦課し得るように規定する事などを同時に提言していた。各府県市町村の自主性を重んじる思いがあった。
- 57 「営業税付加市税に関する判決」『東京経済雑誌』 1160号、明治35年11月29日。
- 58 このほか営業収益税付加税の歩合協議を定めた 関係条文は、府県制108条、同施行令30条、市 制120条、町村制100条がある。
- 59 1950年に制定された地方税法が翌年1951年に改正され、銀行業の分割基準は従業員数のみとなる(同法54条3項)。改正の原因は、「二以上の道府県にわたって事業を行う法人について、課税標準の分割が非常に遅延していたことにあったことにかんがみ一分割の基準を簡素化一」することにあった。自治省『地方税制度資料』第

6巻、昭和34年5月、80ページ。これによって、 税務執行上、分割基準が「単純にして明解」に なったことだけは確かである。

60 代表的事例は鉄道業である。本稿では触れなかったが、例えば九州鉄道(原告)が停留場所在地の福岡市による同税賦課に対して訴訟を起こした時、行政裁判所が原告の訴えを退けた判決要旨(1904年4月6日宣告)は、既にみた先行したケース I や II における判決要旨と同趣旨のものであった。『行政裁判所判決録』16、文生書院復刻版、参照。

ただし、鉄道業の場合、営業場は銀行の支店 と異なり鉄道の停車場になるが、この点、行政 裁判所は「原告ハ停車場ハ営業場ニ非スト云フ モ現ニ鉄道ノ各停車場ニ於テハ貨物旅客ノ運送 ヲ引受ケ其賃金ヲ収入スル等運送営業ニ属スル 諸般ノ取引行為ヲ為スモノナレハ其営業場ナル コト論を竢タサル所ナリ」と判決していた。

[参考文献]

『税法審查委員会審查報告』

『稅法整理案審查会審查要録』

『税法整理案審查会議事速記録』

上林敬次郎『営業税法要義』明法堂、1896年12月 藤沢弘『改正営業税法精義』大阪屋號書店、1923年 6 月

東京市政調査会『東京市の区財政に関する調査』1928 年1月

『東京市税制(一)東京市財政史稿第八輯』1942年1月

『東京市税制仁》東京市財政史稿第十輯』1942年6月

『地方税制度資料』(第1巻) 1957年3月

『地方税制度資料』(第6巻) 1959年5月

『明治大正財政史』(第7巻) 1957年3月

『東京都財政史』(上巻) 1969年3月

大蔵省百年史編集室『大蔵省百年史』(上巻)、1969年 10月

税務大学校税務情報センター租税史料室『営業税関係 史料集』2013年3月

『主税局統計年報書』各年度